

平成 27 年第 3 回防府市議会定例会会議録（その 4）

○平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）

○議事日程

平成 27 年 6 月 24 日（水曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25 名）

1 番	和 田 敏 明 君	2 番	藤 村 こずえ 君
3 番	清 水 浩 司 君	4 番	山 下 和 明 君
5 番	重 川 恭 年 君	6 番	山 田 耕 治 君
7 番	三 原 昭 治 君	8 番	河 杉 憲 二 君
9 番	山 根 祐 二 君	10 番	安 村 政 治 君
11 番	橋 本 龍太郎 君	12 番	吉 村 弘 之 君
13 番	山 本 久 江 君	14 番	田 中 敏 靖 君
15 番	中 林 堅 造 君	16 番	久 保 潤 爾 君
17 番	田 中 健 次 君	18 番	平 田 豊 民 君
19 番	今 津 誠 一 君	20 番	木 村 一 彦 君
21 番	上 田 和 夫 君	22 番	行 重 延 昭 君
23 番	松 村 学 君	24 番	高 砂 朋 子 君
25 番	安 藤 二 郎 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松	浦	正	人	君	副	市	長	中	村	隆	君
教	育	長	杉	山	一	茂	君	代	表	監	査	委	員
中	村	恭	亮	君	総	務	部	長	原	田	知	昭	君
総	務	課	長	河	田	和	彦	君	総	合	政	策	部
長	平	生	光	雄	君	生	活	環	境	部	長	福	谷
眞	人	君	健	康	福	祉	部	長	藤	津	典	久	君
産	業	振	興	部	長	山	本	一	之	君	産	業	振
興	部	理	事	熊	谷	俊	二	君	産	業	振	興	部
理	事	本	田	良	隆	君	土	木	都	市	建	設	部
長	山	根	亮	君	入	札	検	査	室	長	金	谷	正
人	君	会	計	管	理	者	桑	原	洋	一	君	農	業
委	員	事	務	局	長	藤	本	豊	君	選	挙	管	理
委	員	事	務	局	長	福	田	直	之	君	消	防	長
三	宅	雅	裕	君	教	育	部	長	末	吉	正	幸	君
上	下	水	道	局	長	清	水	正	博	君			

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

午前 10 時 開 議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。8 番、河杉議員、9 番、山根議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

それでは、これより質問に入ります。最初は 17 番、田中健次議員。

〔17 番 田中 健次君 登壇〕

○17 番（田中 健次君） 市民クラブの田中健次でございます。今回、大きく 2 つの質問をさせていただきますが。

まず、質問の第 1 は、市内の芸術品・文化財の展示施設の充実についてであります。ことしはNHK大河ドラマ「花燃ゆ」の放映に合わせて、県内各市でこの「花燃ゆ」関連のイベントが取り組まれております。

私は人を案内したり家族と行くなどし、この４月、５月に萩市に数回参り、毎回同じ箇所ではないのですが関連施設を訪れました。萩の大河ドラマ館、県立萩美術館・浦上記念館、萩博物館、世界遺産候補となっている萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、松下村塾などでございます。

訪れてみて、改めて萩市が景観に配慮したまちづくりを行い、観光に力を注いでいることを感じました。また、同時に県立の美術館、市立の博物館、個人の博物館などの芸術品・文化財の展示施設が充実していることも感じられました。

山口県も２０１８年、平成３０年の明治維新１５０年に向けて「山口・幕末ＩＳＨＩＮ祭」を展開しており、３年後を考え、防府市も今から不十分な箇所を充実していくことが必要ではないかと強く感じました。

そこで、質問事項の１つ目の芸術品・文化財の展示施設の充実についてであります、まず、アスピラートの展示ホールの設備充実についてお尋ねをいたします。

防府市地域交流センター「アスピラート」は１９９８年、平成１０年１０月に開館し、その展示ホールは広さが４５０平方メートルあり、さまざまな団体の展覧会や文化振興財団の企画展示などが開催され、現在、ドラマ館を開催している「ルルサス防府」の多目的ホール２５０平方メートルよりも倍近く広く、市内で最大の文化関係の展示施設でございます。しかし、ことしの１０月に開館１７年となり、開館２０年を機会に施設の一部改修も必要ではないかと考えております。

まず、展示ホールの消火設備は、スプリンクラーであります、これでは高価な芸術品、貴重な文化財を水でぬらして台なしにする可能性がございます。最近では、書庫や美術品展示室などの消火設備はスプリンクラーではなく、水でぬらすことのないように不活性ガス消火剤、またはハロゲン化物消火剤を使っています。

ルルサスにある防府図書館の書庫は、不活性ガスである窒素ガスの消火設備が設置されておりますし、美術品展示室では、ハロンというハロゲン化物消火剤を設置することが通例となっているようであります。また、高価な芸術品や貴重な文化財を展示する際には、温度・湿度管理が重要ですし、照明を弱くして作品の劣化を防止することも必要になってまいります。

現在の展示ホールの状況では、他の美術館等が所有している作品を展示しようとしても、貸し出しを渋る美術館等が出かねない状況ではないかと思えます。こういった点からの施設改修や関係備品等の充実が必要と考えられます。この点について、市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、防府市文化財郷土資料館の充実についてでございますが、この文化財郷土資料館

の充実については、直近では２０１１年、平成２３年１２月議会でも取り上げさせていただきました。文化財郷土資料館は１９８１年、昭和５６年に建設された旧防府図書館の建物を利用する形で、２００８年、平成２０年４月に開館し、８年目に入りました。

前回の一般質問で、第一に、展示スペースが狭く、現在は講座室として使っている部分なども展示スペースとして活用すべきではないのか、収蔵庫が必要であれば建築コストのかからない倉庫のような収蔵庫を新設し、展示スペースの拡大をすべきとして、市執行部の見解を伺いました。

現在は、常設展示やさまざまな企画展示が開催されておりますが、展示スペースが狭く企画等の熱意は感じるものの、他市の施設での展示等に比べ何か物足りない印象をいつも持ちます。その原因は、限られた展示スペースでの展示品の少なさに尽きるのではないかと思います。

文化財郷土資料館の開館前の２００６年、平成１８年９月に先ほどのアスピラートの展示ホール、文化財郷土資料館の３倍程度の展示スペースとなりますが、そこで開催されました「周防国府展」では、広い展示スペースで多くの展示品が出され、見応えのあるものでございました。

前回の一般質問の際の回答では、こう述べられております。「来年の秋ごろまでに」、これは平成２４年の秋ごろということになりますが、「上質展示の内容を含めた資料館のレイアウトの変更計画を立て、平成２５年度に展示室の拡大、設備等の改修を行いたいと考えている」と述べられ、前向きな御回答でしたが、平成２６年度に展示室の拡大、設備の改修は行われず、この平成２７年度にも実施される気配はありません。ぜひ以前から計画されているように、展示スペースの拡大を実施すべきではないでしょうか。

２番目は、文化財郷土資料館としての展示品の充実についてであります。平成２７年度の予算書を見る限り、展示資料等の購入費が見られません。前回の一般質問でも資料収集方針を立て、計画的に資料収集を進めるべきと申し上げましたが、その当時の御回答は、市民への呼びかけや所有者への寄贈のお願いで、収蔵資料の充実を図るというものであります。レプリカの作成にも費用がかかるわけでありますので、このようなお考えでは展示品の充実は難しいと思います。

展示資料等の購入に必要な費用を予算化し、展示品の充実に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

３番目は、設備面についてですが、前回の一般質問の御回答では、展示スペースの拡大とあわせて設備等の改修も平成２６年度に実施する考えを示されましたが、実施されておられません。

もともと図書館として建設した建物を転用しているわけですから、文化財郷土資料館として使ってみて不具合なところは少なからずあると思います。開館１０年を一つの節目として、こうした設備面も充実させるべきと考えますがいかがでしょうか。

文化財郷土資料館に関しては、以上の３点について市執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） １７番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 市内の芸術品・文化財の展示施設の充実についての御質問にお答えいたします。

まず、１点目のアスピラートの展示ホールの設備を充実すべきではないかとのお尋ねでございますが、議員御案内のとおり、防府市地域交流センター「アスピラート」は、人の交流による防府駅前のにぎわいの創出と本市の芸術・文化の振興に資するための施設として、平成１０年に開館いたしました。

会館以来、アスピラート２階の展示ホールでは防府市文化協会による華道展やお茶席、書道展、美術展といった市民の皆様の作品を展示する市民文化祭が開催されるなど、芸術・文化活動の発表の場として多くの方々に利用されてまいりました。

また、防府市文化振興財団による「色鉛筆の画家 吉村芳生展」、「渡辺おさむ展 スイーツワンダーランド」などの企画展が開催されており、市内外から多くの皆様に御来観いただき、大変なにぎわいを見せたところでございます。

さて、展示ホールの設備等の現状でございますが、まず、照明設備につきましては、蛍光灯１６８本と、レールによる移動可能なスポットライト約１００本で構成され、蛍光灯は展示ホールの照明として、また、スポットライトは展示作品用の照明として使用しておりますが、ともに明るさの調整ができない設備となっております。

次に、空調設備につきましては、各部屋で温度調整は可能ですが、湿度調整はできないものとなっております。

次に、消火設備につきましては、スプリンクラー方式の設備となっておりますので、誤って作動した場合においても、展示してある作品が水にぬれてしまうおそれがございます。

このように、現状において細かな問題はあるものの、使用に際して大きな支障はないものと考えております。

展示ホールの設備につきましては、地域交流センターの展示ホールの設置目的が、市民の作品を展示して多くの方々に見てもらうことで、にぎわいを創出することにありますので、施設を管理・運営しております指定管理者の防府市文化振興財団と協議を行うとともに

に、施設の利用者の皆様の御意見等もお伺いしながら、適切な設備の更新に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 続きまして、防府市文化財郷土資料館の充実をすべきではないかとの御質問についてお答えいたします。

平成２３年１２月議会において同様の御質問を受けました際に、施設の充実や展示スペースの拡大についての答弁をいたしております。教育委員会ではこれを受けまして、平成２５年度予算に改修費用を計上し、施設の充実を図る予定でしたが、庁内の機構改革によりまして文化財資料館の中に新たな課が入ることとなり、展示スペースの拡大は難しい状況となっております。

現在進められております庁舎建設の検討では、文化財郷土資料館内にある文化・スポーツ課や文化財課についても集約を検討することとなっておりますので、今後、新庁舎の施設計画を固めていく段階において、改めて展示スペースの案を作成し、拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、展示品の充実についてお答えをいたします。

現在、文化財郷土資料館におきましては、主に発掘調査の出土品や民族文化財、古文書資料等を収蔵しており、中でも三田尻塩業資料や重要な古文書等は温度・湿度管理ができる部屋で収蔵いたしております。また、山頭火ふるさと館で展示する予定の山頭火の資料等につきましても、この部屋に一時的、臨時的に保管をいたしております。ただし、温度・湿度の管理できる収蔵庫は一部屋しかありませんので、十分な資料を収蔵することは困難な状況でございます。

さて、現在市内に残存している明治、大正、昭和初期の民家や土蔵などでは、所有者の高齢化や後継者不足などで管理することができず、その多くが解体等で消滅し、同時に失われている文化財があるという現実があります。中には、事前に連絡を受け、所有者の方から寄贈の申し出等があり、必要と思われる資料につきましては積極的に受け入れており、今後も市民の皆様方への呼びかけや所有者への寄贈のお願いをするなどして、収蔵資料の充実を図っていきたいと考えております。

なお、展示に生かされる新資料の収集ということでございますが、現段階では、予算化して有償で資料を収集するということは実施致しておりませんが、将来的には文化財保護活用基金を、これを活用いたしまして資料収集することは可能であると考えております。

最後に、設備面の改善についてお答えいたします。文化財郷土資料館は、旧図書館の有

効利用策として平成20年に開館いたしました。この旧図書館の建物は昭和56年に建てられ、ことしで34年が経過し電気設備や空調設備、建物本体もかなり老朽化してきておりまして、設備の更新や修繕が必要な時期に来ておりますことから、市の財政状況を勘案しながら計画的に改善してまいりたいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） まず、最初にアスピラートのほうに限って再質問をさせていただきたいと思います。

今のお話であると、照明については、照明の明るさについて、調整できないけれども、現状のままでということでありまして、湿度管理はできないけれども、あるいは大事なものをスプリンクラーで水でぬらしてしまうことも可能性としてはあるけれども、現状としては差し支えないと考えているという、大変乱暴な御答弁ではないかと思うんですが。

この辺はスポットライトだとか、そういうものについては、そんなにお金がかかるわけではないと思いますので、この辺はぜひ新年度で前向きに検討していただきたいと思ひますし、そういうことでいくのであれば、私はきちっとした湿度管理だとかいう形で、まあ、そういった有名な方の、市民の方の展示の場所だけではなくて、著名な方のそういった作品もよそから引っ張ってくるというのか、誘致するというのか、そういう形で、巡回展の中の一つのような形でまされておりますので、そういうものに制約がかかるのではないかと思います。

一つは照明がそういう形で、多少考えられないかということ。それから、空調だとかそういう消火設備が難しいのであれば、ある程度きちっとした形の展示ケースというようなものが、代替品ということではおかしいんですが、可能ではないかと思いますが、こういったものについてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 照明設備でございますけれども、確かに作品を見せるに当たっては照明の調整ができないというのは問題であるというふうに考えておりますので、照明設備等の改修を検討してまいりたいと考えております。

また、展示ケースの設置でございますけれども、展示ホールという性格から考えましても必要性はあるのではないかなというふうに感じておりますので、指定管理者でございます文化振興財団と協議、検討をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） わかりました。ぜひその辺、前向きによりしくお願いしたい

と思います。それと、消火設備についても、当面ということでこれは一番、多分お金がかかるということで一番ハードルが高いんですが、インターネットで入札ですね、公の施設の入札に関するものをちょっと見たところ、こういったハロゲン化消火剤という形で改修をするという施設が、ここ数年で福島県立美術館、三重県立美術館、福井県立美術館、北九州市立美術館、伊丹市立美術館、それから長崎の平和館、それから多治見市では文化会館、笠原中央公民館、産業文化センター、それから大垣市の郷土館、筑西市の明野公民館、豊中市立庄内少年文化館、武蔵野市民文化会館、こんなものがインターネットで検索すると、入札のそういったサイトで出てくるわけであります。

だから、全国的にはそういう形の消火設備に切りかえているということがありますので、この辺は遠からず防府市もやらなければならない課題であろうと思いますので。新しい施設はルルサスの図書館のようにスプリンクラーはもうやめているわけです。書庫だとか、そういうぬらしちゃいけないところには。当然、新しい山頭火のそういった展示施設もそうなるんだろうと思いますが、ぜひそういう形でしていただくことが必要だということをお願いしておきたいと思います。

そして、ぜひ展示ケースとか照明設備だけでも新しくなれば、先ほども申し上げましたように明治維新150年という一つの区切りのときには、あそこで、先ほどちょっと述べましたように、市制施行70周年のときには、国府展ということで、立派な防府市のものを使ってやりました。ぜひそういった明治維新に関連がある地だということが市民にもわかっていただけるような、そういった企画展はそこでぜひ、これは文化財課、教育委員会のほうとを考えていただかなければならない課題だろうと思いますが、そういうふうにしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それで、文化財郷土資料館のほうについてであります。あそこの建物が3,000平米近くあるわけです。それで実際に使っているのがそのうちの旧図書館のいろんな資料などを見ると、大体180平米程度だろうというふうに私は考えております。6%です。だから大半は収蔵あるいは講座室、講座室も今の展示スペースとそう変わらないと思いますので、大半はそういったほかの用途に使っているということになるわけであります。

それで、先ほどの説明だと、庁舎の建て替え云々ということに絡んできますと、今年度、来年度で基本構想、基本計画、それから2年先で基本設計、実施設計と。着工に入るのが早くて31年ということになると、完成して入るのは32年だとかいう話になりますので――順調にいったですけれども。そうすると五、六年先の話になってしまうわけで、やはりちょっとそれまでに講座室のところを、例えば空けるであるとか、何らかのことを少し考えていただいて、これは少し前向きにやっぱり早く取り組んでいただかないと、市民

に笑われるといえますか、これはまちの品格といえますか、まちのそういったものにも思われるわけで、例えば新しく市外から防府市に転入して来た市民の方が、防府というのはどんなまちだろうかと、インターネットか地図で探したら防府市文化財郷土資料館というのがあると、来てはみたけどぐるっと一周回って5分で見終わったと、5分はちょっと極端かもしれませんが、そういう形で思われるわけです。

外観はタイル張りの、古いかもしれませんがグレードの高い建物です。だからこれはやはりそういう形にしないと、防府市というのはその程度のまちなのかというふうに見られてしまうんじゃないかと思いますので、これはやっぱり今の御答弁ではちょっと非常に納得がいかないです。やはりそれぞれのまちのアイデンティティーがそこに一つは示されるものだと思います。

例えば、昨年、私は防府市と姉妹都市提携しております安芸高田市を訪れる機会がありましたので、そこで用が済んだ後、歴史民俗資料館というのを見学させていただきました。これは旧吉田町のときにつくったものです。合併の特例債でつくったとかいうことではなくて、旧吉田町でつくったわけですが、それは立派な展示スペースがあって383平方メートルあります。

いろいろと資料も、ここの毛利博物館のレプリカもたくさんありましたけれども、そういう形で展示をされて、なおかつ企画展ということもやって、毛利元就と中世安芸高田みたいな形でこんなふうに企画展もされて、このときに展示資料はやっぱり100ぐらいの展示資料があるわけです。そういう形でないと施設としても見栄えがしない、防府市の場合には企画展で例えば「マイマイ新子」のアニメのときに、それに関連した展示がありましたが、有料ゾーンで展示されたものは50ぐらいです。たくさん集められましたが、やっぱりそれでは知れているわけです。

萩であった、この前の県立美術館の浦上であった分は183展示物が、これはただ、入れ替えがありますので、全て183出たわけじゃありませんが、やっぱりそれぐらいの物がないと見栄えがある展示にはならないわけであります。先ほどの御答弁では話が進みませんけれども、それが現状ですので、ぜひそういったことを考えていただきたいと思います。

前回の御答弁では、市民から意見が出されていて、それは展示品が少ない、それから展示面積が小さい、狭いと、そういう意見が市民から出ているということが当時の回答でありましたが。それについてはやはりそういう意見が、こういった状況が10年以上続くと、もうすぐ10年になるわけですから、さっきの計画でいけば15年までかからないにしても、それぐらい今の状況でいくということになると、これはちょっと問題が出てくるんじ

やないかと思うんですが、この辺、いかがでしょうか。教育長なり、市長なり、部長よりもちょっと上司の方のお考えはいかがでしょか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） もう少し前向きにという御意見だと思いますが、先ほど部長がお答えいたしました。今、この市の財政状況等、また施設の更新あるいは市役所全体のそうした建て替え等も勘案しながらということで、議員申されるには平成31年以降にもなる、いたし方ないところで御理解いただきたいというふうに、部長、申したかと思いますが、私どもも同じお答えをさせていただくようになるかと思います。どうぞ御理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 残念な御答弁ですが、先ほど申し上げましたように防府市のまちとしての品格が問われる問題だと思うんです。

どこの市にも博物館であるとか郷土資料館だとか、そういうものがあります。そこで、そのまちのアイデンティティーを示しているわけです。防府のまちはこんな歴史がありますよと。それが十分に示されないというのは、やはりそのまちの品格がないということになるんじゃないかというふうに思いますので、そのことだけ申し上げて、この項は終わって次の項に入りたいと思います。

質問の第2は地方創生についてであります。人口減少克服・地方創生という課題に取り組むため、国では昨年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、12月27日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。防府市でも地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定するための取り組みが始まっております。

地方版総合戦略は国が示している4つの基本目標を参考に策定されると思われますが、これまでと同じ手法だけでなく、新たな視点で中長期の戦略を考えていくことが必要ではないでしょうか。

その点では、この4月に国が提供を開始した「地域経済分析システム（リーサス）」や2005年、平成17年に経済産業省が策定した「地域経済構造分析」は「産業連関分析」を取り入れて、興味深いものとなっております。

産業連関分析で使われます産業連関表とは、1年間に一定地域において行われた財・サービスの産業間の取引、産業と最終消費者の取引、移輸出や移輸入を金額表示で1枚の表にまとめたもので、その活用法として、1つ目は、地域の産業構造の基本的な姿を把握する活用法、いわば経済構造の分析があります。2つ目は、ある事業を行うことが、どの

ような経済波及効果を生み出すかという経済波及効果の分析、この2つの活用法が言われております。

地域経済の活性化や雇用創出のためには、地域経済の構造を理解し、ポイントを押さえて有利な施策を行うことが不可欠と言われております。そして、地域経済を、まちの外からお金を稼いでくる産業と、販売・サービスがまちの中を対象としている産業とに分けて考えれば、域外から資金を流入させる産業の集積を図ることは重要になりますが、その稼いだお金が地域内に落ちているのか、地域内に再投資されているのかという点も見極めなければなりません。

このように産業連関表を作成して、地域経済構造分析を実施している例として、島根県の7広域市町村圏域、これは島根県が実施をしております。安来市、美作市、真庭市、これは岡山県ですが、兵庫県の豊岡市、佐賀市などがよく知られ、その一部は自治体のホームページにも掲載されております。

防府市も中長期の戦略を策定するため、こうした産業連関表を活用した地域経済の分析を行い、地域の持続的成長を図る戦略を策定することが必要と思いますが、市執行部の考えをお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御案内のとおり国及び地方が全力を挙げて推進することとされております地方創生の取り組みにつきまして、本市では私が本部長を務めます全庁的組織「防府市まち・ひと・しごと創生本部」を中心に、「防府市人口ビジョン」、「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に鋭意取り組んでいるところでございます。

策定に当たりましては、住民代表をはじめ、産業・行政・大学・金融・労働・言論の各分野を代表する皆様に参画いただいております「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略専門会議」や、「議会まちづくり・地方創生委員会」におけます御提言をはじめ、市内の各団体や市民の皆様からの御意見を結集した総合戦略に仕上げてまいり所存でございます。

さて、この総合戦略策定に当たりまして、国の提供する「地域経済分析システム」、「地域経済構造分析」、「産業連関分析」などの手法を取り入れ、地域内経済分析を行うてはどうかとの御意見でございますが、「地域経済分析システム」につきましては、さきの山田議員の一般質問でも御答弁申し上げましたとおり、国の地方に対する新たな情報支援として整備されたものでございまして、「産業マップ」、「人口マップ」、「観光マップ」、「自治体比較マップ」の4種類で構成されております。

産業に関するデータが掲載されております「産業マップ」は、地域の産業別の特徴を分析することができるなど、それぞれのマップを用いて地域の現状や実態を客観的に把握できるシステムでございまして、本市の人口ビジョン・総合戦略の策定にもしっかりと活用してまいりたいと存じます。

しかし、この地域経済分析システムにより、お示しの地域内経済の循環構造などについて分析を行うことは、「産業マップ」に企業間取引の情報などが掲載されておりますものの、本社に集約された情報となっておりますことなどから、適正な分析が難しいと考えております。

次に、「地域経済構造分析」や「産業連関分析」についてでございますが、これはある地域内の経済活動について、産業間や産業と消費者などとの財・サービスの取引関係を一覧表にまとめた「産業連関表」などを作成し、地域経済の循環状況や経済波及効果を把握・分析することなどを目的に行われるものであると認識いたしております。

山口県におかれましても、おおむね5年に一度、「産業連関表」が公表されておりますが、その作成には莫大な情報収集と相当の期間が必要であると聞いております。平成23年の経済活動に基づく「産業連関表」も、平成28年3月に公表予定となっておりまして、同様の手法により本市の経済分析を行うことは、非常に困難な状況でございます。

しかしながら、議員の示されたような地域経済分析によりまして、地域内の仕入れ先などに対する雇用や、生産への波及効果の高い産業や企業などを把握し、効果的な支援や育成を行うことなどは、今後の産業振興施策の展開に欠かせない新たな視点であろうと考えております。

いずれにいたしましても、高度な専門知識が求められる取り組みでございますので、今後、大学などとの連携を模索するとともに、産業振興施策に寄与する取り組みの一つとして、総合戦略に盛り込むことも検討してまいりたいと存じます。御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 困難けれども新たな視点として検討していきたいというような趣旨であったと思います。

それで、やはり防府市はこれまでは行政改革という言葉であらわせるような役所の経営ということに、かなり主眼が置かれてきたんではないかと思うんですが、防府市という地域の経営、それをやはり防府市という役所が考えなければならないわけですね、地域の経

営ということを。

今、このことを議論するつもりはありませんが、行政改革ということでは、職員を減らすということが出てきますけれども、これは地域の経営でいけば雇用を減らすということにもなりかねんわけで、それのてんびんのかけ方は、それによる税収の減というものをどういうふうに考えるだとか。ただ、これからはやはりそういうような形で、地域の経営というものも市が考えていかなければならない時代になってきていると思います。そういう厳しさが地方にはあるんだと思っております。

そういう意味で地域経済の分析ということは大変難しいんですが、私も本を見て勉強中ではありますが、この「産業連関表」というものが随分役立つということが、いろんなことで示されてきておるわけでありまして。そういう意味で、ぜひこれは取り組んでいただきたいと思います。防府市も例えば経済波及効果などは、これまでも住宅リフォームの経済波及効果がどれだけと、直接的なものは別にして、これは1次、2次という波及効果まできっちとされておるのかどうかわかりませんが、防府市の文書でそういうものが示されたのは私は山頭火ふるさと館の基本計画書、これに建設に伴う3億2,100万円の投資をすれば、建設費に5億1,500万円の波及効果が出ると。

それから、毎年の維持管理費で6,700万円の、そういうお金を使えば7,700万円の波及効果が建設後に出ると、こういうのが示されていて、その中身が適切なのかどうかは別にして、これは興味深い形でこういうものが初めて出てきたなという感想をそのときに持ちましたが、建設費については1.7倍ぐらいで、公共工事については、大体1.7ぐらいの数字がこれまでも出ておりますから、これは妥当なところだと思いますが、そういう形で、事業をこれからいろいろ見ていかなければならないんじゃないかと思います。公共の事業についても。

防府市の経済も、今度、企業立地だとか、そういうことがあります、そういう中で立地した企業が外から外貨を稼ぐと、しかし稼いだお金のお大半が本社に行ったら困るわけです。雇用という形で地域にそのお金が落ちると、その雇用でもらった賃金、給料を外の企業で使っては、また地域にお金が循環しないわけでありまして、そういったものをしてしっかりと見極める、そのためには、この「産業連関表」を使った分析というものがが必要です。

それで、進んだところは、例えば豊岡市は経済産業白書というものを平成23年の3月につくっておりますし、それから、もうちょっと大きな市では、佐賀市が25年の3月に、これ2カ年の調査委託でつくっております。これを見ると108の部門に分かれて、それぞれお金がどういうふうにも市内で回っているのか、市外に出ているのか、市外から稼いでくるのかどうあるのか、その中でどういうふうにすれば市内経済が活性化できる

のかという分析を行っております。そのための漏出、漏れ出るのを防止する。それから6次産業化であるとか、外への移輸出拡大、それから中で需要喚起するための方策、そういったことでそれぞれの産業について提言をつくっております。一度つくれば10年あるいは、20年とはいかないかもしれませんが、そういう形で対応できると思いますので、ぜひその辺を見極めるためにこういったものを検討していただきたいということを要望しておきたいと思いますが。

それで、こういった佐賀だとか豊岡だとか、そういうものについては、若干資料を見られたりということが担当部のほうであるのでしょうか。ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 担当部署といたしましては、総合政策課が担当になります。その担当部署の担当の職員は何らか見ているようでございます。特に、安来市の資料はもう持っております。

補足でございますが、議員御案内のとおり産業振興、雇用促進、消費喚起など、地域活性化の施策を実施する上で、その効果を数字で客観的に把握するというのは大変重要なことでございますので、県内の大学等と連携を含めまして検討してまいりたいというのが私の考えでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 県内の大学にけちをつけるわけではありませんが、県内の大学の方で、そういった地域の産業連関分析のようなものをしておられる先生は、ちょっと私が調べた限り見当たりませんでした。岡山大学と宮崎の大学にそういった本を書かれている先生がおられます。あとはそれより遠い人です。もっと関西とか。岡山であれば新幹線で近いですし、その方は経済産業省のそういった審議会の委員にもなっておられる方がありますので、ぜひそういった方を講師にでも招いて、先進的な取り組みを進めていただきたいと思います。

経産省が27年、ことしの3月23日に地域経済分析、各都道府県・経済圏の地域分析を公表しましたということで、これをこの総合戦略の作成のときにも活用してほしいということで、その地域経済分析の考え方とポイントという資料が一緒に示されておりますので、ぜひこれなども活用していただきたいということだけ述べて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、17番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、20番、木村議員。

〔20番 木村 一彦君 登壇〕

○20番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従いまして質問をいたしますので、御答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

まず最初に、行財政改革について質問いたします。

松浦市長は、今年の6月市議会において5期目の市長就任に当たっての所信表明を述べられました。その中で市長は、「市民主役の市政の実現のためには、一刻も早く行財政改革を行わなければならないとの強い意思のもと、平成13年度行政改革を立ち上げ、市民の皆様の御理解と御協力のおかげで、今日まで4期16年間を働かせていただきました」、途中省略します。

「このような中で、平成13年度からの第3次行政改革において、市民の皆様の御理解と御協力のもと、民間でできることは民間でとの考えに基づき、効率的な行政運営に努めた結果、その効果が平成14年度から生まれ、今日では市職員の数は約230名減少し、平成14年度から平成25年度までの12年間の累計効果額は、約140億円を超えるという、多大な財政効果を生み出すことができたところでございます」、またちょっと略しまして、「気を緩めることなく、聖域なき行財政改革を推し進めてまいらねばならないと考えております」、このように述べておられるわけであります。

このことから明らかなように、行財政改革は平成10年から今日まで、17年間続いている、松浦市政の中心的なテーマだと言っても間違いではないと思います。

そこでお尋ねいたします。1、市長はことあるごとに行財政改革の効果額について言及されていますが、そもそもこの効果額とは、一体何でしょうか。しかも、毎回具体的な金額が示されておりますが、それは何を根拠に、どのようにして計算されたものでありましょうか。

改革なるものの中身を見てみますと、民間委託、民間移管、指定管理者制度などを通じて、これまで市が直接行ってきたさまざまな業務を、どんどん民間業者にやらせる。加えて臨時、パート、嘱託職員など、いわゆる非正規職員を増やすことを通じて、結果的に正規職員の数を減らし、これに支払う給与総額を減らす。

市長も常に職員数の削減との関連で効果額に言及されていることを見てもわかるとおり、煎じ詰めれば行財政改革の効果額とは、結局職員給与総額の削減額にほかならないのではないのでしょうか。もちろん緊縮や節約によるさまざまな経費の削減はあろうかと思いますが、これは本質的な問題ではないと考えます。

ちなみに、市の決算カード及び山口県市町課が発表しております市町村財政概要により

ますと、職員給与総額は平成11年度以降、毎年着実に減っておりますが、松浦市政がスタートした平成10年度の職員給与総額と比べて、年ごとの減った額を累計しますと、平成11年度から平成25年度まで、以下私が申しますのは最新の決算が確定しているのが、平成25年度でありますので、平成10年度と平成25年度との比較で述べますので、よろしく申し上げます。

この平成11年度から平成25年度までの累計で、毎年の減った額を累計しますと159億7,828万9,000円となります。これは市長の言われる累計効果額とほぼ一致する額であります。

一方、委託料、特にそのうち経常的なものは平成11年度以降、毎年着実に増えておりますが、これも年ごとの平成10年度と比べて増えた額を累計しますと、逆に今度は60億3,973万9,000円、累計で増えております。さらに非正規職員の賃金、特に、そのうち経常的なものを同じく平成11年度以降、これも毎年着実にこの非正規職員の賃金は増えておりますが、これも年ごとのスタート時点、つまり平成10年と比べて増えた額、これを累計しますと7億228万1,000円となります。この委託料と非正規職員の賃金、これはいわば行革のマイナス効果だと言えと思いますが、これらは効果額の計算に入っているのでしょうか。

以上、わかりやすくお答え願います。

2番目に、松浦市政が始まった平成10年度と25年度を比較すると、普通会計における一般職員数は平成10年度を100とすれば、77.4に減っております。

これは同じ時期の県内市町村の合計が78.2であるのに比べて、極めて激しい減少ぶりです。78.2に対して防府市は77.4。またこの期間に、普通会計における職員給与総額は65億32万9,000円から42億5,580万4,000円と、22億4,452万5,000円も減っております。22億4,000万円。これは平成10年度を100とすれば65.5への落ち込みです。この同じ時期の県内市町村の平均が71.3であるのに比べても、この65.5への落ち込みというのは激しい給与総額の落ち込みであります。

下松市を除く他市がこの間、合併効果によって大幅な人員減となっていることを考えれば、防府市は合併していないにもかかわらず、合併他市を上回る職員数削減を行っていることとなります。つまり、この職員数及び職員給与総額の減少は、県内でも防府市は突出していると言わなければなりません。これらを反映して市職員の仕事の負担は大きく増大しております。

山口自治労連の調べでは、防府市職労の直近1カ月の残業時間についてのアンケート、

これは無回答を除いておりますが、このアンケートによれば2013年9時間56分、2014年13時間12分、2015年13時間39分と、年々この残業が増えております。しかも、これは下松市職労6時間50分、周南市職労6時間53分、宇部市職労9時間ゼロ分、いずれもこれは2015年の残業時間ではありますが、これらと比べてもこの13時間39分というのは非常に長い残業時間です。こうした事態をどのように考えておられるのか、お答えを願いたいと思います。

3番目、職員の減少の中でもとりわけ技術職員の減少は深刻であります。市の技術職員は平成10年度には196人いたものが、平成25年には167人に、29人減っております。これは平成10年を100とすれば85.2への減少であります。

その中でも、特に土木関係職員の減り方が非常に激しい。平成10年度には94人いたものが、平成25年には73人に、21人減っております。これは平成10年度を100とすると77.6への減少であります。土木の関係が極端に減っております。

技術職が減り、仕事をどんどん民間委託など外部に出してきた結果、市の技術力は急速に弱まっているのではないのでしょうか。土木建設部門に限って見ても設計・施工、企画、調査など、みずから行う能力が次第に失われ、機能が低下してきているように思われます。

職員が足りないことを理由に、市民の安全・安心にかかわる重要な業務も次々外部委託に出してしまうケースが最近多いように思われます。これは自治体が本来持つべき自治力の低下であり、住民、市民に対する責任を十分果たさないことにもつながるのではないのでしょうか。これらについてどのようにお考えか、お答え願いたいと思います。

最初の質問は以上であります。

○議長（安藤 二郎君） 20番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたします。

述べられましたように、私は平成10年に市長就任以来、市民の皆様の視点に立った市民主役の市政の実現のため、一刻も早く行財政改革を行わなければ防府市はなくなってしまうかもしれないという強い思いの中で、平成13年度から第3次の行政改革を立ち上げてきたところでございます。これから先の都市間競争を戦い抜いていける足腰の強い行政体質をつくるためにも、一日一日が行政改革というそんな思いで、聖域なき行財政改革を推進してまいりました。

平成25年度からは、それまでの行政改革の取り組みを発展的に継承した行政経営改革を推進し、本市を取り巻く厳しい現状を乗り越えられる、「真に自立した自治体」に変革していくため——このことは政府においても直近強く言われていることでもございますが、

「真に自立した自治体」に変革していくため、「防府市行政経営改革大綱推進計画」に掲げております取り組みの実現に、鋭意取り組んでいるところでもございます。

数々御指摘と御質問がございましたので、的確にそれにお答えできているかどうか危惧いたしているところではございますが、御質問の中での、効果額の算出についてのお尋ねでございますが、平成13年度から推し進めてまいりました第3次、そしてそれに続く行政改革におきまして、市民の皆様の御理解と御協力をいただき、「民間でできることは民間で」との考えに基づき、学校給食、あるいはクリーンセンターごみ収集等々、効率的な行政運営に努めた結果、多大な財政効果を生み出すことができ、今日の財政の健全性が確保されているものと認識いたしているところでございます。

この財政効果につきましては、行政改革の取り組みにより生じた歳出の削減・節減額のほか、土地の売却収入などの新たに確保できた収入額を効果額として計上いたしております。その効果額の中でも、民間への委託が可能かどうかの検討の結果、行うこととなったさきの事業、民間委託推進事業や事務事業の見直しに伴う職員数の適正化と事務の効率化が大きな要因となっております。

民間委託の推進に関する効果額につきましては、委託する前の正規職員に要した職員給から民間委託による委託料を差し引いたものを効果額とし、また、事務事業の見直しに関するものにつきましては、事業内容の見直しにより節減となった額を効果額として算出しております。

一方で、情報システムの再構築など、市民サービスの向上を進めたことによる経費の増加分につきましては、行政改革における効果額から差し引いて算出しております。それぞれの取り組みによる効果の額を年度ごとに算出し、累計したものを全体の効果額としてお示ししております。

次に、職員給の減少と賃金及び委託料の増加についてのお尋ねもございましたが、行政改革の効果額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、行政改革の取組項目ごとに、取組前の年度に対する歳出の削減・節減額などを効果額としておりまして、議員が指摘されるところの委託料増加によるマイナスの効果額につきましては、当然ながら、職員給の減少による効果額から差し引いて算出しているところでございます。

また、市の職員数につきましては、事務事業の民間委託などの推進や退職者不補充を行ってきたことによりまして、定員管理調査によりますと、平成10年4月1日から平成26年4月1日までの16年間で、205人の職員が減少しておりますが、近年の社会情勢の変化に伴い、事務事業の見直しを行う中で、事務の効率化を図りつつ、住民サービスの維持に努め、業務に応じた適正な人員配置を行ってまいったところでございます。

なお、時間外勤務につきましては、長時間の時間外勤務の継続が、職員の心身の健康や福利厚生に悪影響を及ぼすおそれがあり、また仕事と生活の調和、職員の士気の確保の観点などからも、その削減に一層努めてまいらねばならないと考えております。

最後に、市職員の減少が自治体としての自治力の低下や住民サービスの後退につながるのではないかという御懸念とお尋ねでございましたが、本市が取り組んでまいりました行財政改革につきましては、市民ニーズに合った行政サービスを提供するとともに、健全な財政運営を図りつつ、将来にわたり持続的に発展していく防府を次世代に引き継ぐために、今後も不断の改革を行っていかねばなりません。

また、国では簡素で効率的な政府を実現することを喫緊の課題とされ、公共サービスにおける民間委託などが推進されておりまして、本市におきましても民間委託などの推進や事務事業の見直しなどにより行政の効率化をさらに進め、民間などの専門的な技術や能力などを積極的に取り入れ、限られた行政資源である「人・物・金・情報」を効果的に活用することによりまして、効率的で質の高い行政サービスを提供し、市民満足度を向上させてまいりたいと考えております。

民間委託などの推進に当たりましては、市として確保すべきサービス水準を明確にし、民間委託などにより市民サービスが低下することのないよう留意するとともに、行政と民間との適切な役割分担のもと、民間委託などの効果を適宜、評価・検証し、行政が担うべき責任の確保に留意しながら行ってまいり所存でございます。

申すまでもなく、市民サービスは将来にわたり安定的に提供してまいらねばなりません。自治体はみずからの判断と責任による不断の効率化、経営の健全化に取り組むことが必要でございますので、中長期的な財政計画のもと、戦略的に自治体運営に取り組むとともに、新たな行政課題や時代の変化に柔軟に対応できる職員の育成、能力開発などに、組織的かつ計画的に取り組むよう努めてまいりまして、議員が御指摘される自治力が高まった自治体として、今後も経営基盤の強化に取り組んでまいりたいと存じますので、よろしく御指導と御理解をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） まず、効果額の問題ですけれども、御答弁聞いておりまして、やはり私が最初に指摘したように、行財政改革の効果額というのは要するに歳出の削減であると、大まかに言いましてね。その中の中心は、やはり今の御答弁でも職員給与の削減であるということがはっきりしたと思います。

もちろん、それからマイナス効果額である委託料や非正規職員の賃金の増加を引いて、要するに正職員給与総額の削減が効果額と大まかに言って間違いないと思います。つまり、

この間、行財政改革で大きな効果を上げてきたということは、言葉を変えれば職員の削減に大きな力を注いできて、職員の削減を他市よりもよくやったということにほかならないと思うんです。その結果が残業の長さなんかにも反映しておりますが、要は後で述べます市がやるべき職務、これがだんだん衰退して、市の持っている技術力が衰退してきていることにもつながるというふうに思うわけであります。

そこでもう一回、再質問いたしますが、さっき市長の御答弁は、職員数については定員管理調査の数字を述べられましたが、私のほうは確定した、はっきりした数字ということで、決算カードによる普通会計ですね、企業会計を除いた普通会計の職員の数字を述べておりますが、この普通会計の職員の数字は私の言った数字どおりでいいのかどうか、御答弁願います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 御質問にお答えいたします。

決算カード、要するにこれは各市町村が国のほうに出している、決算においた時点での数字でございます。その数字でいきますと一般職員は平成10年度966人、平成25年度は748人ございまして、218人の減となっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 私が最初言ったとおりの数字であります。そこでお尋ねしますが、今言ったように職員数を県内他市に比べても、多く減らしているということが、この、いわゆる効果額が大きいということになっている。これは財政がいい財政状況になっているという言い方もされておりますが、そういう言い方もできるかもわかりません。

そこで、市長は常々聖域なき行革、先ほども壇上で言われましたが、このように言われますけれども、行政というのは、聖域はあつてしかるべきじゃないかと私は思うんです。つまり民間委託すべきじゃない分野がある。例えば、市民の安全・安心に係ること、消防とか救急とか、医療とか防災・安全対策、こういうものはやはり聖域として必要な住民の共同作業として公共がやっぱりやらなきゃいけない。これを営利を旨とする民間に任せてはならないんじゃないかというふうに思うんです。

よく今、アメリカは医療保険制度がありませんから、救急なんかで救急車を呼んだ場合に、半分笑い話ですけど、すぐ来てくれという場合に、日本で言えば松・竹・梅どのコースにされますかと、高いお金を払えばすぐ行って十分な手当てをしますが、十分な金が払えない場合はコストが収入を上回っちゃいけませんので、その程度のことしかできませんよと、こういうことも笑い話半分で言われていきますけども。そういうことは救急とか消防

とか医療とか、こういう分野であるんですよ。

採算を度外視して公共がやらなきゃいけない分野というのはあるんですよ。そういう聖域というのはあるわけです。それを聖域なき改革ということは、どこまで進められるおつもりなのか、この辺をちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 聖域なき行政改革という表現は、よく私が使っておりますが、私ももとより市民の尊い生命等々に及ぶ業務を行政改革の名のもとに切り捨てていくと、そういうような思いはみじんも持ったことはございません。

特別な分野をそういう意味においては設けるのではなくて、全ての分野において従前の体制や、前例踏襲というような旧態依然とした考え方から脱却をしていくその必要性、あるいは行政運営の仕組みや手法等の見直しというものを、絶えることなく不断の観念としてとらまえて、時代に合った簡素で効率的な行政の姿を追及していくことこそが大切であって、最近、盛んに政府でも地方自治体のあり方、ありよう、また、頑張る自治体を応援していこうと、こういう政策も現実にあられてきております。

私は、まさしく防府市こそ、そういう意味において頑張ってきた自治体の中に入っているのではないかと、堂々と胸を張って手を挙げさせてもらおうとさえ思っているぐらいのことでありまして、そういう意味においての聖域ということで、私は使っているわけでございますので、議員の皆様方におかれましても、御理解をいただければと、かように思っております。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 私から言わせるとちょっと情緒的な御答弁だったように思いますが、それはそれとして。これ質問の3番目にも関連しますけども、県内他市に比べて大いに人減らしをやったと、職員の削減をやったということが、今日の財政状況になっているわけですが。

その結果、最初の質問で言いましたように、市が持っている技術力、これが衰退しているんじゃないかということについて、さらにちょっと述べたいと思います。これ一例ですが、一昨年でしたか、市内の橋梁、たくさんある橋ですね、これの安全度が問題になりまして、これの悉皆調査をやるべきだと、橋の安全点検をやるべきだということで、市がやられたわけですが、これはたしか委員会で私が聞いたんだと思いますけれども、この点検作業、安全確認作業はどこがやったのかと聞きましたら、これ業者に全部委託しましたという御返事でした。

私は、こんな市民の安全にかかわることはやっぱり業者に委託するんじゃなくて、最終

的にはやっぱり市が行うべきじゃないかというふうに言ったんですけれども、そのときのお答えが、やっぱり今の職員数ではそれはできません、不可能ですと、こういうお答えでした。確かに先ほど述べましたように、土木関係の職員は本当にたくさん減っております。急激に減っております。手が足りないんだろうと思いますが、こういうことが一例としてあります。

こういうふうに、どんどん職員を減らしていったことによって、市民の安全や生命にかかわること、これらも市が直接責任を持てない、こういう事態に今なっているんだということを私は非常に危惧するわけです。こういう問題について、どのようにお考えかお答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 誰がそのような返事をしたのか知りませんが、橋の点検あるいは、つい何日か前の議会、この6月議会であったと思いますが、公園の遊具の点検、何で外注に出すんだと、こういう考え方で御発言があった方があったと思いますけども、私も同じようなことをそれは聞いております。何で技術屋でそんなことできないんだと、百四十何万も遊具の点検に何で金が要るんだと、何で外へ出すんだと、こういうふうに言いましたら、技術員が足らんとは言いませんでした、私には。

そうしないと、国の審査が通らないんですと、こういうきちっとした権威あるところでお任せをして、そこのお墨付きのもとにかくかくしかじかこの橋はこういうふうな劣化状況にある、この遊具はこういう状態だからもうだめなんだ、あるいは鉄の中の芯が腐っている部分があるんだからとかいうような、要するに権威づけのために、あるいは予算をそれから上部団体に申請をしていくそのときの資料のためのも、外へ出さなきゃならないんだと、私が聞いたときはそう言いました。

議員が聞かれた人間が、職員数が足りないんですなんていうようなことを言ったとしたら、私もどっちのほうか正しいのか、よう帰ってから聞いて、また答弁したいと思いますぐらい大切なことであると。したがって、うちの技術屋が数が足りないから手が回らないとか、大切な仕事、手をつけられないんだとか、そんなんじゃないんです。それをやっちゃならない一つの決まりもある。なればこの橋が安全だと誰が決めたんだということ、万が一になったときに、あるいはこの遊具が大丈夫だということを職員が点検したということになったら、その職員の責任はどうなるんだというようなことにもなっていくわけで、それはこれだけの形でこういうふうに予算を組んで、それを点検する業者に、あるいは機関に委ねたんだと、これが大事だというふうに私は理解をいたしておりますことを申し添えさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 国が、市がやったことを信用せずに業者がやったことを信用するということを、対応をそういう内容で今おっしゃいましたが、私はこれは問題だと思うんです。

それだけ結局、逆に言えば、今自治体が持っている技術力を信用されていない、技術力が劣っているということを、逆に証明していることになるんじゃないでしょうか。本来、住民に一番、直接責任を持っているのは民間の業者じゃありませんよ。市が直接責任を持っているんですから、安全、生命は。市の技術力が落ちているからそういうことが言われるんじゃないかと、これまた私も推測するわけであります。

今、安倍内閣は企業優先で、世界で一番企業が活躍できる国、企業天国をこの日本にしていこうということを言っているわけで、その国の方針に従って企業にどんどん仕事を与えるような上からのいろんな圧力といいますか、そういうものがあるんじゃないかと思いますけれども、私は本来自治体の持っている役割を大切に、そういうことはやらないほうがいいというふうに思います。

それで、この項に関して最後のあれですが、今、土木関係の職員が非常に減っている中で、近年、今までは市が直接やっていたのに、今は外部委託に出している業務、それはどんなものがあるかお答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 土木都市建設部でございます。土木部門に限ってお答えをさせていただきたいと思いますが、外部委託している作業の中で、以前私どもが若いころやっておりました業務の中で、そのほとんどを外注しておりますのは、例えば用地買収にかかるときに分筆作業を行います。

登記に係る登記関係の書類の作成や登記の図面作成、こういった測量ですけれども、これについては全て近年は外注をしております。これは登記に係ります専門業務が非常に専門化しているということで、これは防府市だけの状況ではないというふうに考えております。

それと一般的な工事に係る測量とか設計ですけれども、これはどちらかというと小規模な測量設計については過去、そして現在も職員が直接やっております。国から補助金をいただくような補助事業に関する測量設計については、これは以前から外注にすることもございますし、今現在も、いわゆるコンサルタントと言われるところに外注している、これは以前と変わらないというふうに考えております。そのように感じております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 私が聞いたところによりますと、これ大分前になると思うんですが、以前は学校の設計なんかも、学校や市営住宅、これらの設計も市が直接やっていたようでありすけれども、最近はほとんどそれはないということであります。

あえて私に言わせれば、市営住宅とか学校というのは、いくら、民間業者のノウハウを生かすということをよく言われますけれども、一番やっぱり実情を知っているのは市の職員ですよ。どういうのが一番いい学校である、どういうのが一番いい市営住宅であるかというのを知っているのは職員でありますから、それを今ほとんど外部委託に出しているということも、私が言うところの「自治力」の低下になるのではなかろうかということをあえて申し上げておきます。この項については、以上で終わりたいと思います。

次に、2番目に新しい公共交通サービス網の確立についての質問に移ります。

市はことし4月から大道切畑地区とJR大道駅を結ぶデマンドタクシーの試行運転に踏み切られました。これは従来の路線バス運行の枠から一歩踏み出す新しい試みとして、大いに注目される事業であり、ここからどのような教訓を酌み取り、どのように発展させるかはいわゆる交通弱者が増加する社会情勢の中で、市民の足を確保するという市の施政上の重要課題の解決に大きくかかわってまいります。

そこでお尋ねします。実施後2カ月間の結果はどのようなものだったか。成果と問題点は何か。今後、それをどのように生かしていこうと考えておられるか、お答え願いたいと思います。

さて、我々議員と議会は自治会連合会と共催で、去る5月下旬に市内各地域で議会報告会を開きましたが、そこで出た意見要望の中にはこの地域交通問題、バス問題が少なからずありました。そして、市民の皆さんのこの問題に関する関心と要望が日増しに強まっているということを痛感した次第であります。

もっと安い便利なバス交通にしてほしいというのが共通した内容でありまして、例えばお隣の山口市ではワンコインバス、正確に言えばワンコインじゃありませんが、ワンコインバスなどのさまざまな工夫をしているのに、「なぜ防府市は旧態依然のままなのか」という厳しい批判も聞かれたところであります。

また、かつて東京の近郊都市で生活された経験のある、ある参加者は東京の近郊でもコミュニティバスの運行を始めた当初一、二年は利用者が極めて少なく、がらがらの状態だったが、その存在と利用価値が市民に認知されるに伴って、三、四年後には満員になり、雨の日などは乗り切れない状況にまでなった。だから、取り組みに当たっては、目先の効果ばかり追い求めるのではなく、長期的な視野に立って必要なシミュレーションもやり、綿

密な計画も立てていく。そのような構えが必要じゃないのか。こういう貴重な指摘もされたところであります。

新しい交通サービス網を確立するに当たっては、周辺部だけでなく、あくまで市の中心部を含めた、全市的なネットワークを確立することが最終目的であります。市長もさきの議会での私の質問に対して「両３年以内には全市的なネットワークを確立する」と、このようにはっきり約束されたわけでありますから、デマンドタクシーやコミュニティバスなど、さまざまな手法を駆使して市民の要望に応えるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

ちなみに山口市では現在、従来の路線バスにかわるコミュニティバス２路線に加えて、合併前の旧町を定時定路線運航するコミュニティジャンボタクシー及び市内全域の遠隔地と公共交通機関のバス停などを結ぶグループタクシー、この３段構えの交通体系を確立しておりまして、これらに年間約８，２００万円の補助をしております。十分、不十分は別にして、その積極姿勢には大いに学ぶべきところがあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員の質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 新しい公共交通サービス網の確立についての御質問にお答えいたします。

まず、１点目の切畑地区におけるデマンドタクシーの中間総括と今後の方針についてでございますが、本市におきましては、高齢化の進む市周辺地域の交通手段の確保を喫緊の課題と捉えており、一昨年度より、小野の久兼・奥畑地区、富海の石原・戸田山地区、大道の切畑地区において、新たな交通サービスの導入に向けた協議を進めてまいりました。

そのうち、地元の皆様との協議がまとまりました大道の切畑地区では、デマンド型乗合タクシーの実証運行を行うこととなり、交通事業者、住民、運輸支局等の関係者で構成いたしております「防府市地域公共交通会議」での合意を得て、本年４月１日から切畑デマンドタクシーの運行を開始したところでございます。

このデマンドタクシーは、切畑地区にお住まいで、事前に登録された方から予約があった場合に御利用いただけるもので、月曜日、水曜日、金曜日の週３日を対象に、４便の運行ダイヤを設定いたしております。午前中の２便は、往路として、自宅から防府あかり園、またはＪＲ大道駅までの運行を、午後の２便は復路として、ＪＲ大道駅、または防府あかり園から御自宅までの運行を行うものでございます。

中間総括とのお尋ねでございますが、まだ２カ月余りの運行で、総括という段階には至っておりませんので、５月までの実績等につきまして御報告させていただきたいと存じま

す。

利用登録状況につきましては、切畑地区にお住まいの方約460人のうち、198の方に御登録をいただいております、また、その利用状況につきましては、4月の運行回数は計8回で、延べ利用者数は10人、5月の運行回数が計7回で、延べ利用者数は8人でした。特に、高齢者の中でも80代の方がよく御利用になられておりまして、外出が容易になり、大変助かるとお声もいただいております。

また、今月9日には、切畑地区の自治会長さんをはじめ、関係者の方々にお集まりいただき、利用状況等について御報告するとともに、運行に当たって改善すべき点などについての協議を行ってまいりました。その中でデマンドタクシーの認知度を高めるためにチラシの配布を行うとともに、運行ダイヤや乗降場所等に関する御意見をお聞きするため、御利用になられた方への聞き取り調査や、世帯ごとのアンケート調査を実施することとしたところでございます。

今後の切畑デマンドタクシーについての方針でございますが、高齢化が進む中、ますます重要な交通手段となっていくものと考えており、より利用しやすい交通サービスとなるよう、柔軟性をもって、切畑地区の皆様とともに大切に育ててまいりたいと存じます。

次に、2点目のコミュニティバス・タクシーを含めた多様な展開による全市的な新交通システムの確立についてのお尋ねでございますが、本市におきましては昨年3月に策定いたしました「第二次防府市生活交通活性化計画」に基づき、路線バスなどの生活交通の利便性の向上や、利用促進に向けた取り組みを進めることとしております。

この一環として、現在月に1回程度、路線バス事業者と会合の場を設け、より効率的かつ利便性の高いバス路線となるよう意見交換を行っているところでございます。その中で、昨年度、地元より御要望のございました、防府駅と向島小田港を結ぶバス路線の変更に付きましても、バス事業者をはじめとする関係者との協議により、本年4月から東山口信用金庫・問屋口支店前を経由するものに変更したところであり、バス事業者からは利用者増の報告を受けております。

このような生活交通の幹となるバス路線の利便性の向上について取り組むとともに、冒頭で申し上げましたとおり、市周辺部の交通不便地域では、デマンドタクシー等の新たな交通サービスの導入に向けた取り組みを進めているところでございます。あわせて市周辺地域以外にもバス停までの距離が遠い、交通不便地域が市内に点在しておりますが、それぞれエリアや人口密度、道路網等の状況が異なりますことから、デマンドタクシーのみならず、コミュニティバスやグループタクシー等のさまざまな手法について、地域の皆様の御意見や地域の状況などを踏まえた対策の検討を進めるとともに、将来に向け

た市全体の交通不便の解消を目標として、新たな交通サービスを含めた本市における生活交通のあり方につきまして、高齢化の進行に対応した需要予測など、福祉的視点を大切に、生活交通サービスの充実に向けた施策を推進してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。あと1問ありますが、いいですか。

○20番（木村 一彦君） はい、簡単に終わります。

今の切畑のデマンドタクシーですけども、4月が10人、5月が9人ですか、非常に少ないと言え少ないです。これは私、最初に、この問題を協議したときに、仮に少ないからといって、これはだめだということでやめちゃいけませんよということを言いましたが、その辺の考えについてちょっと一言お答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、まだ2カ月しかたっておりません。まだ住民の方への周知等も行き届かないんじゃないかと。また、今まで、それまではほかの交通機関を利用してやっていらっしゃったので、なかなか足が重たいのかなというところもございますので、しっかり周知を図って、実証運行じゃなしに、本当の運行に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 私、そのときに言ったんですけども、最初からそんなに多くないだろうというふうに言いました。それはなぜかといいますと、切畑地区から大道駅までデマンドタクシーで行く、そして一番利用する人は市の中心部に買い物やそれから病院に行きたいわけですから、切畑から大道駅でタクシーをおりる。そして今度はJRに乗って防府駅まで行く。病院に行く人はそこからまたバスに乗って、県立総合医療センターに行く、あるいは買い物に行く。これでは乗り降りだけでも大変ですし、時間も相当かかる、お金もかかる。

これじゃ、そんなに利用者は出ないだろうということは当初から予想されたわけなんです。そのときに議論になったのは、なぜ切畑から直接、例えば防府駅なり、あるいはもっと行って総合医療センターまで行くようなデマンドをつくらないのかという意見が、私だけじゃなくほかの議員からも出ました。

そのときのお答えが、それをやると、今、大道から市内に行く従来のバス路線、これが損害を受けると。要するにそれを運行するとバスが困ってしまう、乗る人が少なくなるというお答えでした。これは私は考え方が逆じゃないかと。市民の足を確保するためにそれ

をやったがためにバス業者の利用が少なくなれば、じゃ、そのバス業者少なくなった分、あるいは運行できなくなった分をどう別の手段で代替していくかと、そう考えるのが市民本位の姿勢じゃないかと思うんです。まず、バス事業者の経営を心配するより前に、市民の足を心配してほしいということを思うわけであります。

そういうふうな発想で、これから全市的な取り組みをしていただきたいということを申し上げて、この項を終わります。

最後の中小企業振興基本条例についてであります。去る３月市議会で議員提案による中小企業振興基本条例が全会一致で可決されました。約２年間にわたる検討協議会及び作業部会での調査・研究、検討・協議を経て、この条例が可決されたことは条例案作成の一端を担った者の一人として、大変喜ばしく思うものでございます。

条例は８月１日から施行されますが、関係各位の積極的な取り組みによって一刻も早く条例制定の効果が発揮されることを願ってやみません。昨日も高砂議員がこれについて質問いたしましたが、一部重複するところもあると思いますが、よろしくお願いします。

そこでお尋ねいたします。条例実施に向けての準備状況はどのようになっていますでしょうか。また、この条例が効力を発揮する上で決め手になるのは、中小企業の振興に関する基本的な計画を策定する主体となる中小企業振興会議、これの活動であると考えます。

この会議のメンバーや審議日程等、内容はどのようなものになるのでしょうか。さらに計画作成に当たっては、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力の促進、市の地域特性を踏まえた地域資源の活用、経済の地域内循環、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関及び市民の協働など、条例制定の基本理念が余すところなく十分に生かされることが極めて肝要だと考えます。この点については、私の前の田中健次議員もこれに関連して述べましたが、この理念が生かされることが重要だというふうに思います。

この点で、我々議会も可能な限りの役割を発揮すべきだと考えておりますが、そのための方策に行政としてどのように御協力がいただけるか、御検討をお願いしたいと思います。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） お答えします。

初めに、本年３月に制定されました防府市中小企業振興基本条例の８月施行に向けての準備状況ですが、大きく申し上げますと、「防府市中小企業振興会議」、それと「中小企業の振興に関する基本的な計画」、この２つの柱を具現化する作業を進めているところでございます。

「中小企業振興会議」につきましては、施行前準備として、会議規則及び会議運営要綱

の策定と委員候補者の選定作業を行っておりまして、「中小企業の振興に関する基本的な計画」につきましては、条例に規定する施策の基本方針と重点的に推進する施策を盛り込んだ文章案を鋭意作成中でございます。また、これに添付する資料として、現在の本市の商工振興施策を８つの基本方針に分類した表も作成をしているところでございます。

次に、防府市中小企業振興会議の開催についてですが、今年度は基本計画案策定に関する協議と、現在進行中の中小企業振興施策を審議する場にしたいと考えております。

条例施行月の８月に顔合わせ的な会議をまず開催し、その後、年度内に４回程度、会議を開催したいと考えております。来年度以降は基本計画に基づき、本市の施策がきちんと機能しているか、調査・審議を行い、首長への意見を取りまとめる組織として、熟度を上げてまいりたいと思います。

なお、会議のメンバーにつきましては、条例の規定どおり１５名以内の構成とし、防府商工会議所等からの推薦や公募委員の募集を通じて、市民、中小企業者等、学識経験者の中からバランスよく選定する所存でございます。

さて、議会の御提言で生まれた本条例ですが、その理念や目指すところを基本計画に余すところなく生かすことが重要との御意見がございました。これにつきましては、条例文の作成に携わった議員から、会議の構成委員へ直接伝えられることが肝要と考えます。会議を進める中で、議員から参考の御意見を聞く機会もあると思いますので、今年度、何らかの場を設定したいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○２０番（木村 一彦君） はい、わかりました。我々作成に当たった議員としては、いろんな思いがあるわけです。

産業振興部長もずっと作成にかかわってこられましたので、我々の思いをよくわかっておられるとは思いますが、我々直接、作成に当たった議員の思いを、やっぱり振興会議の皆さんによくよくわかっていただきたいという強い思いを持っておりますので、ぜひそういう機会を設けていただいて、我々も積極的に意見を言いたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、２０番、木村議員の質問を終わります。

若干時間は早いんですけども、ここで昼食のため、午後１時まで休憩いたします。ちょっと長いですが、後半が長いのでゆっくり休んでください。

午前１１時４５分 休憩

午後 1 時 開議

○議長（安藤 二郎君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、13番、山本議員。

〔13番 山本 久江君 登壇〕

○13番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。午後からの質問、どうかよろしくお願いをいたします。通告の順に従いまして、大きく3点にわたって質問をいたします。

まず、最初に、高齢者等の外出支援対策についてでございます。現在、実施されております高齢者外出支援事業の拡充についてお尋ねをいたします。

この事業は、高齢者の外出を促すことを目的に、昨年創設をされました。高齢者の外出を促進し、それを支援していく。この意義は大変大きいものがございます。高齢者にとっては、身体面や精神面によい影響がもたらされ、また、消費拡大や地域活性化などの効果も期待ができます。

しかし、高齢者からは出かけるための費用、つまり、交通費が高いとか、出かけた場所が少ないとか、あるいは、一緒に出かける人が少ない。移動手段が少ないなど、外出する上での問題点を指摘する声も多い状況でございます。

それゆえ、多様な支援のあり方、午前中の木村議員の新生活交通の移動手段の問題も取り上げられましたけれども、そうした形の多様な支援のあり方が検討されなければなりません。

そこで、まず、お尋ねをいたしますが、昨年から実施されました高齢者外出支援事業ですけれども、年間実績とその事業効果についてどのように分析をされているのか、お尋ねをいたします。

その上で、2点目といたしまして、この事業の対象者の条件、あるいは、助成額の見直しができないか、お尋ねをいたします。

現在のこの事業の対象者は、御承知のように、防府市に住民登録がある75歳以上の方。市民税非課税世帯の方。世帯全員が自動車を所有していないこと。福祉タクシー利用券の交付対象者でないこと。さらに、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、病院などに入所、あるいは、入院していない人。これら5つの条件全てに該当しなければ助成が受けられません。

この事業の目的からして、あまりにも条件が厳しすぎるのではないか。少なくとも、市

民税非課税世帯に絞ったり、世帯全員が自動車を所有していないなどの条件は見直すべきではないかと考えますが、いかかでございますでしょうか、お尋ねいたします。

また、バスの助成額についてでございますけれども、1乗車につき1枚100円の助成となっておりますが、市民から改善の要望が寄せられております。

県内見渡しますと、岩国市は、市内に住居を有する70歳以上の方に、敬老優待乗車証を交付をして、本人利用負担を100円にしていますが、これら、先進市と比べますと、随分制度に差がございます。この事業が、さらに、その目的にふさわしく拡充をされていくこと、これを求めていると思いますが、いかがでございますでしょうか。御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 13番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 高齢者の外出支援対策についての御質問にお答えいたします。

昨年8月から、高齢者外出支援事業として、バス・タクシー料金の助成制度を開始いたしました。この対象者は75歳以上で在宅の方、市民税非課税世帯の方、障害者福祉タクシー利用券の交付対象でない方、また、世帯全員が自動車を所有していないこととしております。

助成額につきましては、バスは1回の乗車につき100円、タクシーは300円で、昨年度は、年度当初の開始でしたので、1人当たり年間最大4,800円の助成券を交付いたしました。今年度は、年間最大7,200円分を交付いたしております。

まず、昨年度の実績と事業効果がどうであったかのお尋ねですが、申請の受付開始日である昨年7月15日から本年3月末日までの申請者数は1,093人で、交付した助成券は466万7,400円分でございます。このうち、実際に使われた助成券は296万6,900円分でございます。利用者の方々には大変喜ばれており、外出支援の一助になっていると思っております。しかしながら、申請者数は当初の予想よりかなり少なく、その主な原因は、制度を始めたばかりで市民に十分浸透していなかったことではないかというふうに考えております。

次に、対象者の条件や助成額の見直しができないかのお尋ねですが、今も申し上げましたとおり、昨年度始めたばかりの制度であり、今年度初めて1年を通じて申請を受けることとなります。

今後さらに、この制度のPRに努めるとともに、実績を検証しつつ、他市の制度の状況も参考にするなど、必要に応じて、御提案の対象者の条件緩和や助成額について研究して

いこうというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 生活交通のあり方を考えましたときに、高齢者外出支援事業は、施策の一つとして重要な柱となるものでございます。

この制度ができた昨年ですが、市長は所信表明の中で、この事業の意義につきまして、次のように述べておられます。

気楽に外出することが、体力や意欲の向上につながり、ひいては、健康寿命の延伸となることから、75歳以上の方が路線バスやタクシーを利用される際、料金の一部を助成する制度を創設した。こういうふうに言っておられます。

しかし、気楽に外出するために、先ほど申し上げましたように、この5つの助成要件全てに該当しなければならないという、極めて高いハードルがあるというのは、その事業効果を下げることになるのではないかというふうに感じております。

例えば、世帯全員が自動車を所有していないことというふうになっておりますけれども、家族で若い者が仕事で車を使うこともあります。そういった世帯でも、この条件は、もうだめなんですね。実際、この場合、本人が車を使用できる条件にはありません。また、市民税非課税世帯と、厳しく所得の制限を設けることも、一部の高齢者しか対象にはなりません。この事業の目的に照らして、これほど条件をつけている自治体はあまりないのではないかというふうに感じております。

振り返ってみますと、この事業の実施に当たっては、松浦市長が随分力を入れられた施策であったというふうに、私は記憶をいたしております。市長にお伺いをいたしますが、本来の目的、昨年、施政方針で述べられた、この目的に照らして、条件としてあまりにも厳しいのではないか。改善されるお考えがないかどうか、市長にお伺いをしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 確かに、私も力を入れている政策の一つでございますし、市民の御要望も大きいものがあると思っておりますし、他市では、いろいろな交通機関があるわけではございますが、無料券を一律に配布しておる他市もあるように聞いてもおります。

したがって、今、議員がおっしゃったようなことなども視野に入れながら研究に入らせておりますし、まずは、始めることが大事であるという考え方の中から取り組んだということで、その気持ちを御理解をいただいて、あとは、さらに知恵を絞っていくように、お力添えをお願いしたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 市長のほうから、まずは、スタートするんだと。それから、今後、条件については、研究をしていきたいという御答弁であったかと思います。

この事業の目的の中に、健康寿命の延伸という言葉がございました。私は、防府市の75歳以上、つまり、後期高齢者の平成26年度の医療費が示された資料、御相談して資料を得ることができましたが、それを見ますと、平成26年度の後期高齢者医療制度の医療費なんですけれども、防府市の場合、年間168億4,050万円の医療費というふうになっております。一人当たりの費用額は100万9,928円、こういうふうになっておりまして、13市中7番目というふうになっております。

高齢者の健康をどう支えていくのか。これは、もう、さまざまな角度からの検討が必要でございすけれども、高齢者の外出を支援するということが健康への後押しというふうな形になるように、市長、これから研究するとおっしゃいましたので、一層、この事業を研究していただいて、検討していただいて、さらに工夫されたものにしていただきたいというふうに考えております。

それから、目的には書いてございせんけれども、少し先ほど触れましたが、高齢者の外出支援というのは、地域の消費拡大につながっていく。午前中の質問でも、その地域の循環ということが述べられましたが、この地域の消費拡大につながっていくという点でも、大変、いい施策ではないかというふうに考えております。こうしたことから、ぜひ、改善に向けても御努力をお願いしたいというふうに思います。

ところで、山口市では、70歳以上の高齢者及び心身障害者等に福祉優待バス乗車証を交付することによって移動手段の確保、あるいは、高齢者及び心身障害者等の社会参加の増進を図ろうという、こういう積極的な取り組みが行われております。大変、喜ばれております。

防府市におきましても、この制度の対象枠を広げられないか、心身障害者の方も対象となるように取り組みの強化が図れないかどうか。この点ではどうお考えでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 高齢者外出支援事業を、今、高齢者75歳以上としておりますけれども、これを心身障害者へも広げてみてはという御提案でございます。

現在、先ほど答弁しましたとおり、今後の、現在の制度の実績を検証しながら、しばらくは、研究させていただきたいと思っております。その中で、心身障害者まで含めたバス料金の助成制度というものについても、将来的な研究課題にしたいというふうには考えて

おります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 高齢者の外出支援をどのようにサポートしていくのか。これは、市民が大変関心を持っております。自治会連合会からも、高齢者や障害者、介護認定者など、いわゆる、交通弱者の外出を支援するため、バス料金を補助する福祉バス制度の創設を求める要望が市に出されているというふうに思います。これは、まさに、市民の声、地域の方々の声ではないかというふうに思います。

お隣の山口市のような先進市に学びながら、今後、ますます高齢化が進む我が市において、生活交通のあり方、あるいは、高齢者等外出支援について、今後、積極的に取り組まれるように、強く要望いたしまして、この項を終わらせていただきます。

次に、まいります。

次に、若者の定着支援について、まず、若者の雇用支援対策について、お尋ねをいたします。

今日、若者の安定した雇用の確保、住宅などの支援をはじめ、結婚、出産、子育てに至る総合的な若者定住対策を地域再生の重要課題として位置づけていくことが極めて大切になっております。

各自治体は、地方版総合戦略を策定する関係もありまして、人口減少対策の検討を一齐に始めております。そして、地域の雇用の確保、若い世代への支援対策、支援施策をどのように具体化していくかが正面から、今、問われているというふうに考えております。

実際、防府市の平成17年から平成22年の年齢階級別純移動数。先日、議員にはいただきましたけれども、この資料を見ますと、若者の市外転出が大変多い状況にありまして、今後、若者が防府市で生活し、働き続けられる環境をどのようにつくっていくのか、重要な課題となっております。全国的にも、若者の雇用支援対策はさまざまに取り組まれています。例えば、北海道苫小牧市では、地域住民生活等緊急支援のための交付金のうち、地方創生先行型を活用いたしまして、就業支援事業等を展開しています。

若者の雇用支援としては、離職防止などの処遇改善、あるいは、高校2年生を対象にした就業チャレンジ事業、また、失業者を雇用して、今、大変、人手不足が深刻な建設、あるいは、福祉分野への就職につなげる若者人材育成事業等を実施されております。

市では、新交付金事業の効果が明らかになれば、単独事業として取り組む考えを明らかにしてありまして、若者が働きやすい環境づくりに向けての取り組みが、この市では積極的に行われております。

我が市におきましても、今年度から、若者の早期離職を防止するために、採用・育成・定着支援を加味した相談や研修業務を実施するための若者職場定着支援事業がスタートをいたしました。

今日、若者の早期離職が本当に深刻化しております。それだけに、その成果が期待されるところでございますけれども、若者がこの防府市で生活をし、働き続けられる環境づくりのためには、さらに、関係機関の連携、共同による定着支援と、まさに問われている自治体の積極的な取り組みが求められるところでございます。

執行部におきまして、今後、若者の雇用支援対策、どのように強化されていくお考えか、この点でお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

若者の就業、また、ふるさと定着については、極めて大切な施策であると、かように私も認識をいたしております。

実態はどうであるか。本市は、今、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口ビジョンを取りまとめることといたしておりますので、本年１０月末ごろには、どの世代の流出が激しく、どの世代の流入が少ないのか、具体的な数値も出てくるものと思っていますところでございます。

その一方で、私どもは、昨年７月、山口銀行のシンクタンク山口経済研究所が発表した「やまぐち経済月報」の中に、３０歳から３２歳の県内若者の定着率は７５％であるとの分析を確認いたしてもおります。本市も同様な傾向を示しているのではないのかと思われるので、若者の流出２５％の常態化が、自治体消滅の危機につながっていくのではないかと、強く認識もいたしているところでございます。

こうしたことから、本市は若者の市内定着を促進するさまざまな雇用支援対策事業を展開しているところでありまして、主要なところといたしましては、ＮＰＯ法人コミュニティ友志会への委託事業であります。市内事業所などの若手社員対象の人材育成研修でございます。無料で利用できる職場定着推進事業といたしまして、多くの事業所などから好評を博し、御利用をいただいているところでもございます。

議員からは苫小牧の事例の御指摘がございましたが、苫小牧の地域職業訓練センターが若者を研修員として採用する制度、これは、若者が地元企業を知るよい機会となり、また、多くの技術を獲得でき、社会人としての力を高めるチャンスになると思われますので、雇用支援対策として、見習うべき点が多々あるように感じたところでございます。また、私

は、常々、「学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府」と申し上げてまいりましたが、まさに、これにかなう幸せはないのではないかと考えているところでございます。

現在、私は、全国市長会の中のまち・ひと・しごと創生特別委員会の委員長を本年２月から、また、本年５月からは内閣官房の「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議なる委員会の委員にも就任をいたしております。

５月２７日のこの会合におきましては、若者の地方居住に関して、若干の意見を述べさせていただいてきたところでもあり、会議終了後、翌日でしたでしょうか、石破地方創生担当大臣と３０分にわたりまして懇談の場を持ちました。その折にも、より詳しく私の思いもお話をさせていただいたところでございます。

若者の地方定着、地方創生の課題を、国の課題としてだけではなく、本市固有の重要課題としてとらまえ、全員で危機感を共有しながら、打開に向けて努力しなくてはならないと考えているところでございます。

今後も、他市町のよい制度や事業を柔軟に取り入れ、若者が地元で働き続けられる環境づくりを一層進めてまいりたいと存じます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○１３番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を見ますと、今後の施策の方向として、基本目標の一つに挙がっているのは、地方における安定した雇用を創出するというところでございます。詳しく見ますと、その内容として、地方において若者向けの雇用をつくる。目標は、２０２０年までの５年間で３０万人分ということですが、大事なことは、若い世代における正規雇用労働者の割合の向上と、こういうふうに明記しているところでございます。今日、非正規雇用が大変広がっている中で、将来の安定した生活が望めない。こういう状況の若者が大変増えております。

雇用対策法の第７条は、事業主は青少年が将来の産業及び社会を担う者であることに鑑み、ちょっと省きますけれども、その雇用機会の確保などが図られるように努めなければならないということを明記しており、厚生労働省は、この法律に基づきまして、新規学校卒業者の採用に関する指針をまとめております。

市としても、総合戦略の基本目標であります若者の正規雇用の向上に向けた取り組みが必要だというふうに考えておりますけれども、この点はいかがでございましょうか。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） お答えします。

総合戦略の基本目標であります若者の正規雇用の向上に向けた取り組みが必要ではないかという御質問ですが、さきの市長の答弁にもございましたように、本市は若者の雇用の場の確保を、若者の地元定着になるものとして捉え、市の重要課題として認識をしております。

このため、本市では、ハローワーク並びに山口県との密接な連携のもと、毎年５月に、求人確保促進月間というのを定めておりまして、市長とハローワークの所長が地元の企業を訪問しまして、地元の新規学卒者の積極的な採用をお願いしているところでございます。

今後も、国や県、その他関係の機関と密接に連携をして、機会あるごとに地元の若者の、地元企業への採用を要請してまいります。その上で、他市の有効な取り組みなどを調査・研究しながら、若者が地元で働き続けられる環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○１３番（山本 久江君） 部長からの御答弁では、若者が地元で働き続けられる環境づくりを進めていきたいという御回答いただきましたが、本当に、切実な課題でございます。

全国の自治体の中には、地場産業の育成など、地域経済の活性化に取り組みながら、地元での雇用創出を重視をして、新規採用に積極的に取り組む事業所などを支援する、こういった事業を展開しているところもございます。いろいろ調べてみますと、北海道は大変活発な取り組みがなされておりますが、例えば、札幌市では企業向け若年層雇用安定助成金事業として、食、観光、環境、健康・福祉の、この４つの産業分野の中小企業などが２５歳以上から３５歳未満の若年求職者を常用雇用する場合に２０万円を助成する事業、これを展開したり、あるいは、また、新日高町では、若年者の雇用拡大及び地元への定着を図ることを目的に、町内の新規高卒者を雇用した中小企業に対して、雇用促進助成金を交付する取り組みが行われております。また、江別市では、高校生の就職支援を目的に就職希望者に対する研修などを実施。市内の高校におけるインターシップ支援を実施しているところもございます。

このように、いろんなところで若者支援、どう取り組むかということで、いろんな事業が展開されているわけでございますけれども、市として、若者の新規採用に積極的に取り組む事業所への支援、検討できないかどうか。この点をお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 若者の新規採用に積極的に取り組む事業所への支援制度が検討できないかという御質問ですけど、本市は工業、商業、それぞれ、業種や用途地

域を限定はしておりますけど、企業等の進出や事業拡大に対して奨励制度を設けております。中小企業の場合には、2人以上の常勤従業員の新規雇用の場合には、1人について40万円を。そして、それが新卒者の雇用の場合には10万円を上乗せしまして1人50万円の雇用奨励金を御支援しております。

若者の首都圏への流出とか、地元定着率の向上が問題になっておる現在ですが、既に、本市へ進出しております企業等の新規雇用、とりわけ、新卒者の雇用に関しては、今後、何らかのインセンティブを考えなければならない時期に来ているように感じております。

議員御案内のような、北海道の取り組みなども十分に研究しながら、今後、どうすれば人口減少に歯どめがかかり、若者が地元で定着をして暮らせるか。これから進めます「防府市中小企業振興会議」などにも、その辺をお諮りしながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） ありがとうございました。

御答弁では、既に、本市に立地している企業などの新規雇用、とりわけ、新卒者雇用に関して、何らかのインセンティブを考えていかななければならない時期に来ている。こういう認識をお持ちだということでございました。

いずれにいたしましても、若者が学び、そして、学校を卒業して、地元で働き続けられる環境をつくるためには、今日、自治体も、あるいは、企業や事業所、経済界も、また、教育に携わられる方々も、一層、真摯な取り組みが求められているというふうに感じております。実効ある取り組みが今後なされることを期待いたしまして、この項を終わりたいというふうに思います。

次に、市奨学資金貸付制度の拡充についてお尋ねをいたします。

現在の市奨学金の一つであります定住促進奨学金につきまして、増額の検討ができないか、3月議会で質問を私はさせていただきました。定住促進奨学金は、一般奨学金の貸し付けを受ける者のうち、卒業後、市内に定住する意思を持つもので、特に、奨学資金の増額を希望する者に対し、1万円の増額となっているものでございますけれども、より定住促進貸付制度の趣旨を生かすためにも、増額の検討を求めたところでございます。

この3月議会の御答弁では、市奨学金の利用者は減少傾向にあること。また、定住促進奨学金はその実績から、若者の定住促進につながる施策の一つとして効果が出ていると考えられるが、増額については、さらなる返済時の負担軽減や返還、返済期間の延長も検討しなければならないとの課題も指摘されたところでございます。

定住促進奨学金は、本市独自の特色ある若者の定着支援対策だというふうに、私は認識をいたしております。その効果をより一層高めるためにも増額を行い、また、貸し付け幅の選択が行われるなど、工夫をして、利用できる制度にできないものかどうか。改めて質問をさせていただきます。

もう一点は、高等学校入学準備金についてでございます。この制度は、入学予定者が、国公立高等学校に入学する場合にあっては5万円、私立の高等学校に入学する場合は7万5,000円の貸し付けを行うものでございます。入学金等、調達が困難な者であることなどの対象者の制限がございます。

今日、家庭の経済状況に関わらず、安心して学業に専念できる環境をつくるため、——まさに、学ぶなら防府、こういったことでございますけれども、安心して学業に専念できる環境をつくるため、給付型奨学金制度の創設が求められているというふうに、私は思っております。

この高等学校入学準備金につきまして、給付型とし、進学に意欲を持つ子供たちの学費負担軽減となるよう検討できないかどうか。改めて、お尋ねをしたいと思います。

全国の自治体、いろいろ調べてみましたけれども、採用条件を設け、給付型奨学金制度を実施しているところが少なからずございます。防府市におきましても、ぜひ、実施の検討をしていただきたいと思います。この点はいかがでしょう。お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 若者の定着支援の御質問のうち、市奨学資金貸付制度の拡充についてお答えいたします。

本市の奨学金は、「防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例」において、9,915万8,000円の定額基金として運用いたしております。

この奨学金の対象者は、大学生及び専門学校の学生で、貸付内容は、一般奨学金として月額3万円、卒業後、防府市内に定住する意思を持つ学生に対しましては、定額促進奨学金として1万円を加算して、月額4万円といたしております。

貸付人数は毎年度20名まででございますが、近年は、利用者が減少傾向にあり、過去10年間の平均では、年に6名程度でございました。

平成27年度、今年度ですが、8名の方に申し込みをいただいております。今後、防府市奨学生選考審査会を経て、奨学生を決定していくことといたしております。御紹介のありました定住促進奨学金は平成5年に導入した制度でございまして、開始以来、一般奨学金を利用された190名のうち、130名の方が定住促進奨学金を利用されており、さらに、そのうちの73名が卒業後、実際に防府市内に住まれております。定住促進奨学

金は、若者の定住促進につながる施策の一つとして、効果が出ているものと考えられます。本年度も、奨学金申込者 8 名のうち、4 名の方に定住促進奨学金の申し込みをいただいているところでございます。

定住促進奨学金は一般奨学金に 1 万円上乗せする制度でございますが、先ほど御指摘がありましたように、上限を引き上げ、その中で申し込みの金額の選択を可能とすることはできないかという御提案をいただいておりますが、これは 3 月議会でも御答弁申し上げましたが、返済金額が増えるという、ちょっとリスクも増えるということになります。また、仮に、本市に定住を予定し、この奨学金を利用していたにも関わらず、他市に居住せざるを得ない場合が生じた際には利息も発生することとなり、返済時の負担が増えることとなります。

しかしながら、地方創生においては、若者の地方への定着が重要なテーマでございます。本市定住促進奨学金制度がその一端を担えるよう、制度の周知を図った上で、今後の修学環境等の変化に応じて、本市独自の特色ある定住促進奨学金となるよう見直しの検討をいたしたいと考えております。

次に御質問いただきました高等学校入学準備金でございますが、本市高等学校入学準備金は、防府市奨学金同様、「防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例」に 4 3 0 万円の定額基金として規定され、運用しているところでございます。この準備金につきましては、先ほど議員から御紹介いただきましたが、国公立高等学校に入学する場合は 5 万円、私立高等学校の場合は 7 万 5, 0 0 0 円を入学前に一時金として貸し付けており、今年度は 4 名の保護者へ貸し付けをいたしました。

この入学準備金を貸与型から給付型へと変更できないかとの御提案でございますが、何分にも限られた資金の中での運用となりますので、将来的に、この入学準備金制度を継続していくというところを考えますと、なかなか給付型にすることは難しく、貸与型として継続実施していくことが適当であると考えております。

教育委員会といたしましては、定住促進奨学金及び高等学校入学準備金の制度の周知を一層図り、今後とも、学習意欲のある優秀な学生への経済的修学支援を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） お尋ねいたしますが、過去 5 年間の一般奨学金、あるいは、定住奨学金、それぞれ、どのくらいだったのか。利用実績について教えていただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えします。

過去５年間でございますが、平成２２年度は、一般奨学金貸付者数は５名、うち定住促進奨学金貸付者数は４名。２３年度は、貸付者数１名で、定住促進が１名。２４年度は、貸付者数８名で、定住促進が２名。２５年度は、貸付者数５名で、定住促進が３名。そして、平成２６年度は、一般奨学金貸付者数は２名で、うち定住促進奨学金貸付者数は１名となっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○１３番（山本 久江君） こうしてみますと、ここ３年間、利用が減っている状況でございます。

定住促進奨学金は、平成５年に導入されたというふうに、先ほど御答弁がありましたけれども、貸付金額につきましては、この２２年間、変わっておりません。

先ほど来、御答弁の中にありますように、その理由が、増額はさらなる返済時の負担となるので、その軽減策や返済期間の延長も検討しなければならないということでございますけれども、基金総額が約１億円で運用されているわけです。利用減少の中で、この制度の趣旨にふさわしく、もっと利用できるように制度見直しを検討すべきだというふうに強く思いますけれども、ちょっと改めて御見解をお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 確かに、奨学金貸付基金は９，９１５万８，０００円の定額基金で運用いたしておりますが、実際の貸付残額というのが、今、およそ６，５００万円でございます。

貸付人数は確かに、減少傾向にあるわけなんですけど、今後、ずっとこのまま減少するかどうか、ちょっとわかりませんが、より多くの方に利用していただくためには、この基金の枠内では、現行制度の運用を継続していく必要があるというふうに考えています。

ただし、先ほども答弁いたしましたけど、若者の定住促進ということは、大変重要なことだと認識いたしておりますので、本市独自の、今までのこの基金とは別に、何か、定住促進奨学金制度というものが設けられないか、調査・研究をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○１３番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。

今後、調査・研究をしていくということでございましたが、定住促進奨学金の拡大は、若者の定着支援に大きな役割を果たすというふうに感じております。また、給付型奨学金につきましても、新たな若者への支援として注目をされるのではないかとこのように思います。ぜひ、実現に向けて御努力をお願いいたします。調査・研究ということでございましたが、ぜひ、検討のほど、よろしくお願いをいたします。

最後の項目になりますが、地区公共用施設の整備に関わって、地区公共用施設補助金の見直しについてお尋ねをしたいと思います。

自治会集会所は、地域コミュニティ活動の拠点施設として、住民自治の振興と地域住民の福祉の向上を図っていく上で、地域住民にとって重要な施設であり、災害時には避難場所として使用される場合もございます。

昭和35年に整備されました防府市地区公共用施設補助金交付規則には、その後、必要な改正を重ねながら、地区集会施設、自治会館等の新設や改造、修繕に関する補助金の額が示してあります。すなわち、新設の場合は補助率10分の4以内、限度額350万円、改修の場合は補助率同じく10分の4以内で限度額100万円というふうになっております。

今日、自治会館の中には老朽化した建物も多く、また、地域住民の高齢化に伴いまして、バリアフリー化への対応が求められております。しかし、自治会の規模によっては、その改修の費用に苦勞されているところもございます、補助制度の充実が求められております。山口市や周南市など、周辺の自治体に比べても補助額が低い状況でございます。

平成24年に改正されたとはいえ、工事費の高騰あるいは税率の引き上げに伴う負担はかなり重くなってきております。ぜひ、補助金の引き上げを検討していただけないかどうか。御答弁をお願いいたします。

さらに、事業費30万円以上のエアコン設置、また、バリアフリー工事については、これは事業費が30万円未満ですが、補助対象になります。その周知について、関係者あるいは、市民にもわかりやすく公表していただきたいというふうに考えておりますが、いかがお考えでございましょうか。

今日、地域コミュニティの活動の積極的な取り組みが求められる中、その拠点となる自治会館の役割はますます重要になってきております。そうした立場から、御答弁のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 地区公共用施設の整備についての御質問にお答えいたします。

地区公共用施設、いわゆる、自治会館につきましては、近年、老朽化に伴い、改修を必

要とする自治会館が増えてきており、修繕のため自治会に多額の御負担を生じますことは十分理解いたしております。

このため市といたしましても、円滑な自治会活動を行えるよう平成24年度には、補助率及び補助限度額の見直しを行い、自治会館の新設、改修に係る経費に対する補助率を補助対象事業費の4分の1から10分の4に、また、補助限度額の上限を新設の場合にあっては250万円から350万円、改修の場合にあっては70万円から100万円に引き上げております。

さらに、平成26年度には、バリアフリー化工事については、改修の事業費が30万円未満でも補助の対象とするよう、規則改正を行ったところでございます。また、それまで補助対象外であった壁掛エアコンを補助対象に加えるとともに、急に改修が必要となった場合でも補正予算を組むなどして適宜対応するよう、取り扱いを変更いたしております。

お尋ねの自治会館の新設改修に伴う補助金の見直しにつきましては、県内他市の状況を参考に十分検討した上で、先ほど申し上げましたとおり、平成24年度、平成26年度と、補助率等の引き上げ、対象範囲の拡大をいたしたところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、自治会館の新設や改修の補助対象範囲などの情報をわかりやすく提供してはどうかとお尋ねでございますが、本市では、自治会に対する補助の内容や申請の手順などを記載した「防府市自治会補助金助成金交付ガイド」を作成し、全ての自治会長さんに毎年お配りいたしております。また、防府市のホームページ上に、「自治会館等の新設・改造に対する補助」のページを設け、補助対象などを公表しているところでございます。

しかしながら、1年もしくは2年で交代される自治会長さんもおられますことから、よりわかりやすく補助の情報を自治会の皆様にお示しする必要があるがございますので、「防府市自治会補助金助成金交付ガイド」やホームページの内容を充実させるとともに、地区担当職員を通じまして御案内するなど、さらにわかりやすい情報提供に努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 質問をさせていただきますが、ここ3年間の利用実績について、新設、改修、それぞれどのくらいあったのか。お尋ねしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） それでは、過去3年間の自治会館の新設、改修における件数と補助額についてお答え申し上げます。

平成２４年度は新設が１件、補助額は３５０万円、改修は４件、補助額は２８６万７，０００円。平成２５年度は新設が１件、補助額は３５０万円、改修は５件、補助額は２７５万９，０００円。平成２６年度は、新設が２件、補助額の合計は４９９万４，０００円、改修は１０件、補助額は３３３万８，０００円となっております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○１３番（山本 久江君） 時間がございませんので、要望なり、お願いをしておきたいと思います。

御答弁にありましたように、平成２６年度は、前年度より件数が２倍となっております。市内には古い自治会館が多く、今後、利用が増えていくものと思います。しかし、加入世帯数が少ない自治会では、新築はもちろんですけれども、改修についても、費用の点で大変苦勞が多い状況でございます。

こういったところでは、ほかの公共施設もない場合が多く、まさに、地域コミュニティ活動の拠点施設としての役割、自治会館大であるというふうに思います。そういった点も含めて、ぜひ、検討をお願いしたいというふうに、改めて要望しておきます。

ところで、根室市では、平成２４年に、町内会館などの地域活動の拠点に関するアンケート調査結果を発表されました。これを見ますと、本市でも、防府市においても、こういった実態把握というのは必要かもしれませんけれども、この結果では、会館の６割が昭和５６年新耐震基準以前に建てられたものが多いそうで、耐震化が求められるということでもございました。

松阪市なども、耐震診断への補助を出しております。防府市におきましては、住宅に関しては、無料で耐震診断を受けられますけれども、自治会集会所等は対象となっておりません。避難場所としての機能を持つ集会所もありまして、住宅同様の耐震診断は無料で行けるといふような、こういった施策も検討できないかどうか。この点を、御答弁要りませんけれども、今後、検討課題としていただきたいということを要望いたしておきます。

自治会館の役割、ますます、今後、大きくなってまいりますので、この点への施策の充実に向けて、今後、市としても取り組んでいただきたいということを強く要望いたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、１３番、山本議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、１６番、久保議員。

〔１６番 久保 潤爾君 登壇〕

○１６番（久保 潤爾君） 「無所属の会」の久保潤爾でございます。今回は、臨時財政

対策債について質問させていただきます。執行部には御答弁、どうぞよろしくお願いいたします。

平成13年度の国の、いわゆる、三位一体改革の中で、地方交付税特別会計の借入金による地方財源不足の補填方式をやめて、地方自治体が直接に借入れを行う方式に切りかえるために、臨時財政対策債の起債が行われるようになりました。

当初は、平成13年度から3年間の予定で、文字どおり、臨時のものであるはずでしたが、その後、延長が繰り返され、現在に至り、事実上恒常化しています。

結果として、地方自治体における臨時財政対策債の借入残高は増加の一途をたどっていると、平成27年度の地方財政計画で見ると、臨時財政対策債の残高は50兆円を超え、防府市においても、平成27年度末で臨時財政対策債の残高は約178億円となる見込みで、そうなれば、市債残高の約44%を占めるまでになります。

今回の臨時財政対策債制度の延長期間は平成28年度までとなっていますが、来年度に国がこの制度を廃止して、従前のように、地方交付税を自治体の借入れに頼ることなく全額措置するというような状況になる可能性は、国の財政状況、また、平成32年度までにプライマリーバランスを黒字化するという政府方針を考えると、極めて低く、このような形の制度が再び延長される可能性が高いと思われます。

この臨時財政対策債は、起債額の償還については、後に、基準財政需要額に理論上全額参入され、地方交付税として措置されるので、地方交付税の代替財源であるとされています。しかし、あくまでも、理論上参入され、交付税措置されるのであり、国が償還額に相当する金額を地方交付税とは別に自治体に支払いますというものではありません。

地方交付税とは別に国が償還金を全額面倒を見ますということであれば、地方自治体にとっては、この制度は大きな問題ではないと思いますが、そうではありませんので、この臨時財政対策債を起債する地方自治体にとっては、これは赤字地方債。すなわち、借金という性質も合わせ持っているということになるのではないかと思います。

鳥取県は、臨時財政対策債について、交付税措置のある地方債で特徴として借りたお金を自由に使い、返済額の100%を地方交付税措置してもらえますが、返済時にその他の財政需要を踏まえた所要額が地方交付税として交付されるとは限りません。

過去に、景気対策として実施した公共事業の財源として発行した交付税措置のある地方債の返済が本格化している昨今、普通交付税総額を見ると、現実には、減額になっています。

これは、普通交付税の基準財政需要額が毎年度見直されて、約束した借金返済以外の部分が削減されているからだと考えられますが、同様の事態が臨時財政対策債の返済時にも

起こることは十分に考えられますとしています。

このように、基準財政需要額の単位費用、補正係数などが見直されることによって、臨時財政対策債の元利償還金分以外の財政需要に関する部分が減額され、自治体に入る地方交付税の金額自体は大きくかわらずとも、中身は臨時財政対策債の元利償還金に相当する部分、つまり、公債費に充てるべき金額の比重が大きくなり、実態としては、地方交付税の減額に等しくなるようなケースは十分に考えられます。

そして、この制度は、まず、基準財政需要額を計算し、国が賄いきれないものについて、国と地方自治体はその額を折半して借入れ、その借入れ部分を臨時財政対策債発行可能額として、最初に計算した基準財政需要額からその額を差し引いて計算したものから、基準財政収入額を減じて地方交付税を算定することとなっており、これによって交付税依存度が低い、つまり、財政的に、健全性が高い自治体では、財政事情があるにもかかわらず、地方交付税の不交付団体となり、地方交付税が措置されないことによって不足する部分について、臨時財政対策債を起債せざるを得なくなるというケースを生じさせます。

このケースに該当する地方自治体は、地方交付税の不交付団体となるので、臨時財政対策債の元利償還金は後年の基準財政需要額には参入はされますが、地方交付税自体は交付されませんので、起債した臨時財政対策債は全て地方自治体がみずから返済しなければいけない借金、つまり、赤字地方債となり、地方交付税の代替財源とはとても言えない状態となります。

愛知県の碧南市が平成24年に、このような状況に陥っております。また、埼玉県の入間市は、平成18年に、この臨時財政対策債で不交付団体になったにもかかわらず、行財政計画をより厳しくやっていたらいけないという、そういったようなコメントを出されております。

本来、不交付団体になることは財政的に自立した自治体として喜ばしいことであるはずですが、臨時財政対策債発行可能額によってつくられた不交付団体になると、財源の不足が生じやすくなるので、それを補うために起債せざるを得なくなり、それが赤字地方債となって、その累積が財政の健全性を著しく妨げるような事態となります。

これでは、臨時財政対策債を発行している地方交付税依存度の低い自治体は不交付団体になることにおびえなくてはならなくなり、税収を上げたり、経費を節減したりする努力に対してモチベーションが上がらなくなるということも考えられ、その点もこの制度の大きな問題点であると思います。

また、臨時財政対策債は実質的に地方交付税の先食いであり、投資的な起債でないにもかかわらず、将来世代に負担が残ることが懸念されています。

さらに、臨時財政対策債は一般財源であるという考え方に基づくと思われる会計ルールがあり、実質公債費比率、将来負担比率等の計算には、臨時財政対策債に関する数値は含めなくてもよいとされています。逆に、経常収支比率は、臨時財政対策債に関する数値を含めて計算しております。

しかしながら、先ほど述べましたように、臨時財政対策債は、一般財源として後年に必ず全額が償還されるとは言えないのですから、この計算方法も問題であり、臨時財政対策債の赤字地方債としての側面も捉えて、その残高も含めて計算されるべきだと思います。

今回の質問に当たって、執行部には、実質公債費比率、公債費負担比率、将来負担比率を臨時財政対策債も含めて計算した数値を示してほしいと求めましたが、交付税措置のある地方債がほかにもあり、すぐには計算できないとのことでした。残念ですけど、178億円もの残高が地方債として計算式の分母、分子に影響してくるわけですから、健全性が低くなる方向に数値がふれることは間違いないと思います。

一例ですが、防府市の平成25年度の将来負担比率は、市債残高が約380億円あるにもかかわらず、将来負担なしと、横棒のようになっております。これは、計算するときの分子に計上される金額がマイナスになるためですが、これは分子の金額から臨時財政対策債の残高、約178億円が差し引かれていることが大きな要因であります。

臨時財政対策債を赤字地方債と捉えて、分子に戻し入れれば、将来負担比率がないということは考えられません。ちなみに、経常収支比率については、臨時財政対策債を含めることによって、数値がよくなります。防府市の26年度経常収支比率は91.7%ですが、臨時財政対策債の額を除外すると100%を超えます。財政に柔軟性が全くなく、硬直化しているという数値になってしまいます。

いろいろと考え方はあるのですが、このようにやり方は、国が自治体に借金させていることを見えにくいようにし、何とか財政指標をよく見せようとして取り繕っているようにも感じられます。このように、臨時財政対策債の扱いに関する財務上のルールは、地方財政の実情を見えづらくしていると感じます。

念のために言っておきますけど、私は、であるから執行部が数値をごまかしているんじゃないかとか、そういったことを言いたいのではございません。もともと、そうやって計算してよいというルールになっております。

私が言いたいのは、国が行っているこの臨時財政対策債という制度がおかしいということであり、そのことをしっかり認識した上で、予算編成や起債を考えるべきではないかということです。

このように問題が多い臨時財政対策債の制度ですが、私が危惧しているのは、国が地方

交付税の総額を抑制するために、今後、基準財政需要額の算定を厳しい方向で見直し、臨時財政対策債の発行可能額を増大させるようなことを行うことによって、防府市が、先ほども言いました、つくられた不交付団体となり、臨時財政対策債の１７８億円の元利償還を市が自前で行わなければならない危険性があるのではないかということです。

平成２５年度の防府市の決算は、実質単年度収支で９億円強の黒字ですが、この数字について臨時財政対策債を一般財源と考えるのであれば、さして問題もなく、それだけ余裕があるなら、もっと行政サービスに使うべきだという論もあり得ると思いますし——現に、私もそうでした。しかし、臨時財政対策債について調べ、これは単なる赤字地方債になり得るということがわかったときに、その認識が誤りだったのではないかと思います。

極論にはなるとは思いますけど、臨時財政対策債が赤字地方債であると考えたら、２５年度の防府市の臨時財政対策債の実発行額は２３億円ですから、２３億円の借金をして９億円の黒字をつくったということになり、借金をしてまで黒字にするべきなのかという論も成り立つと考えられます。繰り返しになりますが、地方交付税の不交付団体になれば、これは、自前で元利金を返していかなければならない自治体が背負う借金となります。

本来、地方交付税として交付されるべき金額が措置されないということから、臨時財政対策債を起債することはやむを得ない部分があることは十分に理解しますが、臨時財政対策債は赤字地方債という性格を持つという認識のもと、その記載に当たっては慎重な姿勢を持つべきであると思いますが、執行部の御所見はいかがでしょうか。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたします。

臨時財政対策債は、国の地方交付税総額の不足を補うために地方財政法第５条の特例として発行される地方債の一種でございます。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡の調整及び地方公共団体が一定の水準の行政サービスを維持するための財源補償を目的といたしまして、国が徴収した所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を地方に再配分するものでございます。

この地方交付税総額の不足分への対応といたしまして、議員御指摘のとおり、平成１３年度より、不足分の半分を国が負担し、残りの半分につきましては、地方公共団体が臨時財政対策債の発行によって賄うこととされてきたわけでございます。また、この臨時

財政対策債の元利償還金相当額につきましては、全額が後年に地方交付税の算定上、措置されることとなっております。

本市におきましても、この制度の趣旨に鑑みまして、臨時財政対策債を基本的な行政サービスの提供に必要な一般財源としてとらまえて、発行してきたところでございます。

本市の臨時財政対策債の発行状況につきましては、制度の開始された平成13年度に約5億2,000万円を発行したのをはじめといたしまして、以後、毎年度発行しており、平成26年度末までの発行総額は、約205億8,000万円となっております。平成27年度当初予算におきましても17億円を計上いたしているところでございます。

また、議員御指摘のとおり、臨時財政対策債に係る地方債残高につきましては、年々増加しておりまして、平成26年度末の現在高は約169億2,000万円となっております。

本市の予算編成時における臨時財政対策債の額につきましては、国の地方財政計画に基づいて十分な検討を行い、他の地方債も含めまして、後年の負担などを考慮した上で必要な額を計上いたしておりまして、御承認をいただいたものにつきまして、着実に執行しているところでございます。

また、国による地方交付税額の決定によりまして、地方公共団体の臨時財政対策債の発行可能額が増減する場合がございますが、本市における現状の対応といたしましては、当初予算額を超える発行可能額が示された場合でも、上方修正をするようなことはせずに、当初予算に基づく必要額のみを発行することといたしております。

しかしながら、議員御承知のとおり、国の地方交付税総額の不足に対する新たな代替制度が示されない限り、臨時財政対策債は発行せざるを得ず、今後も、臨時財政対策債に係る地方債残高は増加していくことが予想されるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、元利償還金相当額につきましては、交付税算定上、措置されるとは言え、地方の借金であることにかわりはなく、将来への負担を残すものでございますので、予算編成及び執行につきましては、これまでも慎重に対応してきてはおりますが、これまで同様、慎重に対応してまいりたいと、かように考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○16番（久保 潤爾君） 御答弁、どうもありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、1点確認でございます。

今、市長の答弁の中にもございましたが、執行部は、臨時財政対策債は地方交付税の代

替財源であるという認識とともに、赤字地方債であるという認識も持たれておるということとでよろしかったでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 確かにおっしゃるとおり、臨時財政対策債は交付税の代替財源とは考えておりますが、赤字の地方債であるというふうな認識はっております。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○16番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。

このたびの質問に当たって、いろんな自治体の、そういった財政のページを見てみました。自治体によって捉え方には非常に温度差がありまして、後年の基準財政需要額に100%参入され、交付税措置されますとだけ書いてあるところで、言外に、だから大丈夫ですみたいな、そういうニュアンスのところで、はっきり、これは赤字地方債ですと明記している自治体もありました。

一応、防府市は赤字地方債という、そういう認識はおありになるということで、そういった認識をしっかりと持たれた上で、ぜひ、起債のほうも考えていただきたいと思います。

これ、先ほど市長答弁の中にもありましたけど、発行可能額を満額起債しない理由というのは、地財計画に基づくということと、将来への負担を考慮してということとでよろしかったかと思います。

そのことで、財政課から事前にいただいた資料ですけれど、結果としてということになるかもしれませんが、臨時財政対策債の基準財政需要額に理論上、参入される償還額の金額と実際の償還額との間に差が、防府市にとってプラスになるような差が生じております。

平成22年度では、実際の償還額が約5億3,000万円、臨時財政対策債の償還額約5億3,000万円。理論上の償還額というのは5億9,400万円だったわけですね、22年度は。平成26年度、これ、見込みですけれど、実際に償還しなければいけない金額が8億5,000万円で、理論上の償還額は9億5,000万円ということで約1億円。地方交付税の計算というのはなかなかわかりづらいところがありますが、この差額1億円がそのまま入ってくるということはないと思いますけれど、多少、財政上、いいほうに、その効果が出ているんじゃないかなと感じております。

それで、先ほどの不交付団体のことで、少し、お聞きしたいんですが、防府市というのは依存財源であります、地方交付税の依存度が10%弱ということで、依存度が比較的低い団体でございます。

県内の市では、下松市に次いで2番目の低さ。中国5県の市の中でも7番目に低いということで、指標上、財政の自立度は高い団体でございます。

それ自体悪いことではないんですけど、交付税依存度が低い団体ほど、今回の２７年度は発行額を抑えたみたいですが、臨時財政対策債発行可能額が増えることによって、先ほど言いました、つくられた不交付団体、基準財政需要額を厳しく見直されたりして、不交付団体になる可能性が出てくるわけでございます。

現在、マツダも業績がよくて、テクノタウンも順調に進んでおると聞いておりますし、今週、発電所も立地予定ということで、税收のアップが期待できるところも多いかと思えます。

もし、臨時財政対策債が１７８億円も残高がなければ、不交付団体を目指して頑張りたいということになるところだと思いますけれど、さっき申しましたけど、この状態で不交付団体になりますと、臨時財政対策債は赤字地方債となります。全額を自力で返済していかなければならなくなります。

というところでお尋ねするんですが、防府市が地方交付税、不交付団体になる。つまり、基準財政収入が基準財政需要額を上回るためには、どの程度、税收が上がったら、そういうふうになるのかということをお願いしたい。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 本市では、基準財政収入額がどれだけ増えれば基準財政需要額を上回るかのお尋ねでございますが、その前に１点、つくられた不交付団体という考え方は確かにございますけれども、これは、平成２４年度まで臨時財政対策債、臨財債ですけれども、この算定の方式として、人口基礎方式と財源不足額基礎方式という２つの方式で算定されておりました。

ウエイトが置かれてたのは、人口基礎方式なんです。人口に応じて臨時財政対策債を配分するという制度が平成２４年度まではありましたけれど、今は、あくまでも、財源不足額に対して、臨時財政対策債の発行額を決めますので、実際に、つくられた不交付団体というのはないんじゃないかなというふうには思います。

それで、今度、本質問に対するお答えですけれども、今、２６年度の例を挙げますと、普通交付税で３１億円、臨時財政対策債で２０億７，０００万円。ですから、単純に考えて５１億７，０００万円ほど収入が増えれば、基準財政需要額と基準財政収入額がイコールになって、不交付団体、財源不足が生じないということで、不交付団体になるというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○１６番（久保 潤爾君） 済みません、臨財不交付のことで、ちょっと不勉強だったように申しわけありませんでした。

それで５１億７，０００万円ですか。税収が増えたら不交付団体になるということでございます。

来年度、どの程度、税収が入るかというのは、今、わからないんですよ、たしか。これは予想がつかない——いいです。いいです。でしたら、いいです。ですから、当面は、防府市が地方税の不交付団体にはならないということによろしいですかね。はい、わかりました。

それでは、次に、地方交付税についてお尋ねいたします。

臨時財政対策債の償還が始まると、地方交付税の償還額が需要額に算入されるわけですから金額が増えそうなものですが、防府市の直近５年間の数字、地方交付税ですね、５年間の数字はほぼ横ばいの数値となっております。ちなみに、平成２２年度３０億７，０００万円——約ですね。平成２３年度３１億３，０００万円、平成２４年度３４億５，０００万円、平成２５年度３２億７，０００万円、平成２６年度は見込みで３１億円ということになっております。

地方交付税の金額は、さっき申しましたように、臨財債の元利償還が入ってくるので増えそうな気がするんですが、こうして横ばいの数値になるということは、税収上による基準財政収入額が増えたという要因も、ひょっとしたらあるのかもしれませんが、国が基準財政需要額を減らす方向で見直しているということは、これは考えられないんでしょうか。わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 国におかれましては、地方交付税法に基づき適正に算定されているものと考えております。

それと合わせまして、先ほどの５１億７，０００万円ですが、これは約ということをお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○１６番（久保 潤爾君） 適正に算定されているのであれば増えない理由がよくわからないんですけど、なかなか、本当に、基準財政需要額というのも難しいみたいで、これ以上はいいです。

では、ちょっと、質問をかえまして、地方交付税がほぼ横ばいであるということは、そのうちに占める臨時財政対策債の元利償還金に相当する部分が、割合が増えて、地方交付税の使途のうち、そのうち、公債費に回る割合というのが増えていくということにはならないのか。つまり、一般財源である地方交付税の中身が、義務的経費である公債費に充てべき金額、その割合が増えていくということにはならないのかということを教えていた

だきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 当然、増えることになります。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○16番（久保 潤爾君） はい、ありがとうございます。やはり、そうなるんだと思います。

これ、ちょっと、公債費との兼ね合いになるんですけど、これも財政課にいただいた資料ですが、平成22年度は、防府市の一般会計の公債費、約39億6,000万円で、そのうちの臨時財政対策債の償還に充てた金額が約5億3,000万円で、公債費に占める、その臨時財政対策債の償還金額の割合が13%だったんですね。

平成26年度は約37億7,000万円の公債費がありまして、そのうちの約8億5,000万円が臨時財政対策債の償還金ということで、公債費に占める割合が約22%ということで、22年度から26年度にかけて、割合で言うたら10%近く増えております。対して、公債費自体は、平成22年度が39億6,000万円で、平成26年度は37億円ですから減っているんですね。公債費自体減っているけれど、そのうちに占める臨時財政対策債の償還金の割合というのは増えていると。こういった現状があります。

ですから、地方交付税は、一応、一般財源ということで自由に使っていいということになっとなつては、入ってくるお金が、実は、ほとんどが、もう、臨時財政対策債の償還に充てなきゃいけないみたいな、そういうことになっているんじゃないかなというふうに、私には見えますので、ひょっとしたら、財政というか、行政はそういう考え方をされないのかもしれませんが、ちょっと私にはそう見えますということを伝えておきたいと思います。

それで、最後に、少し提案といいますか、提言といいますか、したいんですが、臨時財政対策債が年度当初に必要な予算であるということは十分理解いたします。

ただし、さっき、ちょっと言いましたけど、国が、もし基準財政需要額を厳しい方向に見直して、また、臨時財政対策債がまた増えるということになったら、その起債した分だけ、後年、公債費の負担が増えていくということは明らかであると思います。

起債をされるのが、年度当初に起債するのではなく、予算には上がりますけれど、起債するのは年度当初ではなくで、大体、予算の消化の見通しがついてきた1月から2月ぐらいに、臨時財政対策債を起債されるということをお聞きしました。

その際に、先ほど当初予算どおりに、上方修正せずに起債するということをおっしゃいましたけれど、もし、十分いけるのであれば、下方修正してもいいんじゃないかというこ

とを——起債を抑制するという意味ですね——して、事業がちゃんと予算が消化できて達成される見込みがあるのであれば、少しでも抑えて起債をしたほうがいいと思いますが。この点について、まず、後ほどで結構ですが、教えていただきたいということと、ちょっと改めて、臨時財政対策債の仕組みというのは、非常に、不思議なといいますか、おかしい仕組みでして、発行可能額というのがありまして、今、市長の御答弁がありましたけど、発行可能額満額は、防府市は起債しておりません。

例えば、平成22年度であれば23億5,000万円発行していいよということになっていましたけど、18億5,000万円の発行ということになっております。しかし、後年の基準財政需要額に算入される金額というのは、防府市は18億5,000万円しか発行しなくとも、23億5,000万円に対する元利償還金が算入されるわけですね。

ということは、その差額といいますか。特に、金利の部分ですけど、これは、先ほど、不交付団体にはならないであろうということでしたので、交付団体である限りは、これは未来への貯金とも言えるものです。

そういった起債を抑制して、そうして、その差額を減債基金にするのかわかりませんが、そういったことで、少しでも、将来負担を減らすと。市の財産の自助防衛のためにも、起債を、そうやって抑制してみてもどうかということなんですけど、いかがでございましょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） これから増え続ける臨財債の償還に対しまして、決算見込みが立った時点で、それを抑制するということは、大変同感するところでございます。

また、それを減額できないなら、その部分を、決算剰余金を減債基金のほうへ積んでおいて、将来の償還に充てるというのも同感でございます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○16番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。大変いいお答えをいただきましてありがとうございます。ぜひとも、予算の消化状況にもよるとは思いますが、ぜひ、よろしくお願いいたします。

そして、もう一つ、最後でございます。

西東京市という市がございしますが、ここは、財政目標を一部改めて、経常収支比率に臨時財政対策債、この場合、加えないですね、加えない場合を追加して、平成30年度には臨時財政対策債を加えないで、経常収支比率が100%を超えないという目標を新たに設定されたそうでございます。要するに、臨時財政対策債というものが入るとどうなるかという数値もちゃんと見て考えようという取り組みをされております。

これは、提案なんですけれども、我々議会の認識のためにも、例えば、決算報告の際に、財政の健全性をあらわす指標、将来負担比率とか、先ほど、申しましたけれど、そういったものを、臨時財政対策債に係る部分も含めた数値で資料として添付してもらおうということ。これは難しいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 現在、公表しております各指標に、財務指標につきましては、財政健全化法等にのっとり、全国共通のルールに基づいて算出しておりますので、他市との比較検討が可能かということも含めまして、有用な指標であると認識しております。

これ以外に、本市独自の指標をつくって公表していくということは、現状では困難と考えておりますので、引き続き、成果報告書において、発行額、償還額及び現在残高でお示ししてまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○16番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。なかなか、ちょっと、すぐには難しいことだと思いますので。ただ、今、西東京市さんのような例もありますし、他の自治体の、そういった指標等もまた見ていかれながら、もし、そういったものが必要であると、認識が高まってきましたら、ぜひとも、つくっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

先ほど、大変、抑制について、しっかりと考えていっていただけたということでしたので、その認識のもとで、赤字地方債の性格が臨時財政対策債にはあるんだという、そういう認識のもとですね、しっかりと状況を見ながら取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、16番、久保議員の質問を終わります。

休憩をとりましたけれども、比較的早く終わりましたので、引き続き終わってしまおうかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 次は、3番、清水議員。

〔3番 清水 浩司君 登壇〕

○3番（清水 浩司君） 皆さん、こんにちは。本日、最後の一般質問をさせていただきます。会派「和の会」の清水浩司でございます。それでは、通告に従って、健康寿命を延ばす具体策について、3項目に分けて質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、平均寿命より、健康寿命を延ばす必要があるのではないかということについて、ちょっと御質問いたします。

まず、3月には、一般質問で防府マラソンについて質問させていただきました。国内1,600の大会の中で、防府マラソンが100選に選ばれたことに対し、関係者の皆様、特に、大会にかかわった皆さんに対して、お祝い申し上げます。防府市民挙げてのおもてなしの心が評価されたことと思います。

私が3月議会で、レースの運営面等、指摘したことを、また、ぜひ、修正していただければ、今度は、防府マラソンが、国内の20選にも選ばれるかもわかりません。ぜひ、よろしく願いいたします。

防府には、防府マラソンをはじめ、チームにおいては誠英高校のバレー部やかつてのカネボウ陸上部、多々良学園サッカー部、協和発酵野球部。あるいは、個人においては、貞永さん、浜村さん、あるいは、華陽中学校から東海大学、中電に入った伊達、平成25年度実業団女子駅伝エース区間で区間新を出した国府中学校出身の現在、デンソーに所属しております高島由香。このように多くの一流の選手を輩出しております。非常にスポーツの盛んな場所だと認識しております。

そこで、いま一步踏み込み、防府の3Kに健康を加え、ぜひ、4Kにしたらどうかということを提案いたします。

NHKによる住民調査では、現在、国内の要介護者は587万人、寝たきり状態が110万人です。日本人の平均寿命は世界一ですが、健康寿命を延ばさなければ意味がありません。

平均寿命と健康寿命の差は、平成22年のデータによると、男性で9.13年、女性で12.6年、12.68年の差があります。この差は日常生活に制限のある不健康な期間を意味します。

平均寿命は、山口県は39位、37位ですが、健康寿命においては22位、24位となっております。

平成25年度の防府市の要介護認定率は約20%、6,499人と聞いております。山口県の要介護認定率は18.86であり、防府市のほうが認定率が高くなっていることから、防府市においても、遅ればせながら、健康寿命を延ばす方策に取り組む必要があるように思います。また、先ほど、山本議員の質問の中にもありましたが、防府市では20年前と比べ、医療費が2倍、168億円と聞いております。

そこで、お聞きいたします。健康寿命を延ばす具体策について、今後の予定や計画はございませんか。よろしく願いします。

それでは、引き続いてまいります。スポーツと体力の関わりについて。

平成26年の山口新聞に記載されていた記事から引用いたします。

文部科学省は、体育の日を前に、2013年度、体力、運動能力調査の結果を公表しました。調査項目を点数化した合計点では、1998年度から調査対象に含まれた65歳から74歳の女性は、同年代の比較としては過去最高になったそうです。男性も過去2番目の成績です。週1回以上運動実施率は、若い世代では30から50%程度ですが、65歳から69歳は、男性が67.1%、女性が70.5%というデータでした。

スポーツ基本計画では、成人の運動実施率の目標を65%程度としており、この数値に関しては、高齢者だけが上回っています。

別のデータによると、学校時代の運動部経験と体力の関係については、学校時代の運動部活動での経験がその後の運動、スポーツ習慣につながり、生涯にわたって高い水準の体力を維持する要因の一つとなっています。また、1日の運動、スポーツ実施時間が長いほど、体力水準が高いことは男女ともにほとんどの年齢で認められるとあります。

スポーツをすることは、自分の体を知ることになります。

私自身も、毎日の脈拍数や血圧、体重をチェックする習慣がついております。ある程度、他人の症例を聞いても、結果的なことは判断できる。これも、スポーツの効用かと思えます。

そこで、2番目の質問ですが、スポーツと体力の関係については、どのように捉えていますでしょうか。

引き続き、3つ目の、「健幸ポイント」の導入について、具体的に検討してみてもいいかという質問をさせていただきます。

27年4月29日の朝日新聞の記事から引用します。

介護保険料は高齢化の進行で全国平均が5,514円と、制度が発足した2000年度の2倍近くに達した。一方で、介護保険を利用するお年寄りは少数派で、市区町村には、健康な高齢者から保険料の払い損との苦情が届いているとのこと。

山口県は5,331円です。東京都の荒川区では、09年から14年度には、東京都23区で最も保険料が高かったが、2.2%減と、都内で唯一引き下げた。その理由は、02年から、大学と共同で高齢者向けに転倒予防体操の教室を開くなど、重度化の予防に力を入れており、要介護認定者の伸びが緩やかになったことを紹介しています。

介護保険があっても、重度の要介護者になると、年間10から30万円の支出になります。

そこで、まず、生き生きとした老後を取り戻す南三陸町の取り組みについてNHKの番

組から紹介します。

避難所生活を長く続けていると生活不活発病になります。生活不活発病とは、体を動かさないことにより全身機能が衰える病のことですが、多くの人は年のせいと思っています。しかし、生活不活発病に気づくと改善できます。

避難所生活では、やりたいけど、することがなかった。これが、社会参加することにより、生き生きとした生活を取り戻し、心身機能の回復につながったことを紹介していました。他の都市においては、既に、健康ポイントを取り入れているところが随所にあります。

大阪府の大東市では、「大東元気出まっせ体操」を取り入れています。

その結果、大東市の要介護認定率は、大阪府平均より２％ほど低く、全国平均と比べてもやや下回っています。

橋本議員が初日に紹介されていた子ども議会を開催しています大阪府の高槻市では、「健幸ポイント」を取り入れております。その他、名称については、健康マイレージ事業、健康長寿ポイントなど、いろんな名称を取り入れております。

近辺では、県内宇部市が「宇部市はつらつポイント制度」という名称で、平成２４年７月１日に制度をスタートさせています。宇部市では、第二次健康づくり計画をスタートさせており、動く、楽しむ、守る、食べるが行動目標になっています。

宇部市の方法は、４０歳以上では介護予防型、６５歳以上では介護支援型のボランティアを取り入れています。ポイントは、商品券や現金にかえることができ、上限は５，０００ポイントです。

介護支援ボランティア型を採用すると、先ほど紹介しました南三陸町のように、避難所にいるとすることがないから、生活不活発病になるような人が減ってくると思われます。防府市独自の方法で、各都市のよいところを取り入れてみてはどうでしょうか。

健康診断における防府市のがん受診率は２０％以下と聞いております。健康診断をすることによってもポイントを出します。桑山に登る、ゴルフ、ウォーキング、あるいは、交通指導員や「見守り隊」などにもポイントをつけます。スポーツのまち防府、健康都市防府をキャッチフレーズにします。

平成２５年１１月２０日の読売新聞の記事から引用します。

介護支援、ボランティア制度についての記事の中で、「お年寄り社会参加で元気」の見出しがありました。介護支援ボランティア制度を導入する自治体が急速に増えております。高齢者がボランティア活動をすると、ポイントがたまり、現金や商品券ももらえる仕組みだそうです。本人の予防だけでなく、地域の助け合いにもつながります。九州、山口、沖縄の９県によると、７０市町村で導入しているとのことです。

介護予防を目的としたボランティア普及にいち早く着目したのは、東京都の稲城市です。読売ランドやジャイアンツ球場のあるところです。厚生労働省に制度の導入を提案し、2007年9月に全国で最初に導入しております。宇部市は稲城市を参考にしています。この稲城市は、毎年、事業の効果を検証しています。

11年度にボランティア活動をしなかった高齢者は1万4,555人で、このうち、新たに527人が介護認定を受けた。一方、活動に参加した高齢者は268人で、要介護と認定された人は皆無であった。市はこの結果から、10人分は介護予防につながったとみられると試算。事業費を差し引いても1,098万5,000円の介護費用が軽減されたとしているという記事です。

そこで、お聞きします。「健幸ポイント」を導入することに対して、具体的に検討してみるつもりはございませんでしょうか。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 3番、清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

1点目の平均寿命より健康寿命を延ばす必要があるのではないかとのお意見でしたが、全く同感であります。

近年、生活環境の改善や医学の進歩などによりまして、日本人の平均寿命は世界でも高い水準を保っておりますが、高齢化の進行やライフスタイルの変化などに伴い、糖尿病、心臓病、脳卒中、がんなどの生活習慣病を患う方や日常生活に介護を必要とする人が増加しております。

そのような中、単に、長寿であるだけでなく、高齢期になっても日常生活が制限されることなく、生き生きと自立した生活を送ることが大切になってまいります。議員御指摘のとおり、健康寿命の延伸が重要でありまして、また、目標でもあるわけでございます。

健康寿命の延伸のためには、まずは、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持って、生活の質を高めるために、生活習慣病予防や心の健康づくりなど、幅広い対策が必要でございまして、そのため、市といたしましては、現在、市民の方の健康づくりや介護予防にいろいろな形で取り組んでいるところでございまして、具体例を申し上げますと、生活習慣病予防のための健康相談、健康教育、がん検診、特定健診、訪問指導、介護予防教室、また、さらには、レセプトデータの分析による糖尿病の重病化防止事業、ヘルスアップ事業と申しておりますが、これも開始するところでございます。

国や県の健康づくり計画においては、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に掲げて

おります。

本市におきましても、今年度、健康増進計画でございます「健やかほうふ21計画（第2次）」を策定中でありまして、その中でも、健康寿命の延伸に向けての健康づくり対策に取り組んでいくことといたしております。この計画につきましては、今後、議員の皆様へも計画案をお示しし、御意見をいただくとともにパブリックコメントを行った後、来年の3月議会に上程する予定でございます。

2点目の質問のスポーツと体力の関わりについてでございますが、健康づくりにおきましては、ジョギング、野球、テニスなどの運動と日常生活の中での買い物、掃除、犬の散歩などの生活活動の2つを身体活動と言っておりますが、この身体活動を今より、毎日10分多くすることで、健康が促進されると言われております。

議員御指摘のとおり、生活活動や運動量の多い方や普段から健康に体を動かす人は、そうでない人と比較して、糖尿病、心臓病、脳卒中、がんなどの生活習慣病やうつ、認知症の発症リスクが低いことが明らかにされております。

また、寝たきりの原因となる転倒による骨折や運動機能の低下がもたらす、いわゆる、ロコモティブ症候群の予防は、自覚症状のない若いころから運動などで体を動かし、運動機能の低下を防ぐことが重要でありまして、これが健康寿命の延伸につながると考えております。

今回の計画策定に際しましては、昨年10月に行った市民アンケートでは、男性では30歳代に比べ40歳代、50歳代は運動量が減少し、運動不足を感じる人が増えております。女性では、子どものころから運動不足が続き、20代から40代では1割しか運動していない状況でございます。

また、ロコモティブ症候群に該当するかどうかの自己判定を行ったアンケート調査では、男性では50歳代から、女性では40歳代から2割の該当者があり、男性よりも女性にロコモティブ症候群の該当者が多いことがわかりました。平成24年のスポーツ推進計画策定の際に行ったアンケートでも同じような結果が出ているところでございます。

そのため、普段の生活の中で、簡単にできる運動、例えば、体操を取り入れることやエレベーターではなく階段を使うなど、意識して体を動かす習慣づくりが重要となっております。

3点目の御質問の、いわゆる、「健幸ポイント」の導入についてでございますが、山口県が今年度、新たに健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の予防やライフステージに応じた健康づくりといたしまして、企業と行政の連携による健康マイレージ制度の導入を進めております。

これは、健康診断受診やウォーキングの実施、健康教室、イベントへの参加など、健康づくりに取り組むことでマイレージを獲得でき、一定以上のマイレージ取得者には、県内の協力店で使用できる特典カードが発行できるという制度でございます。

なお、現在、協力店の募集について、県が調整中のようにございますが、本市におきましても、少々遅まきかとは思いますが、今年度より、県とともに、この健康マイレージ事業に取り組もうといたしております。この事業を進めていくことで、健康診断受診者の増加、食生活の改善、運動する人の増加を図っていきたいと考えております。

また、今回の介護保険の制度改正によりまして、市町村は、平成29年度までに新しい総合事業を実施することとなっております。

この新しい総合事業では、地域の支え合いの担い手を確保するため、介護予防に関する方策として、ボランティアの支援も考えられており、その際には、本市におきましても、介護支援ボランティアポイント制度の導入にも取り組んでまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○3番（清水 浩司君） どうも、前向きな答弁、大変ありがとうございます。

2点ほど、再質問させていただきます。

まず、1点ですが、スポーツは体の健康のために非常にいいということを、今、御答弁いただきました。ありがとうございます。

きょう、朝から、昨日の吉村議員の質問の中に、桑山公園というのが、いろいろと公園等駐車場の件が出ておりましたけど、私も桑山公園によく行って、周りを歩いたり、せっかくですから、招魂場のところから頂上まで走って上がるんですね。坂道を上ると、非常に脈拍が上がって、市長も右田ヶ岳を登っておられるので、おわかりかと思うんですが、坂道を上ると平地よりも脈拍がかなり上がって、非常に、体にいいというか——あんまり無理すると活性酸素がたまってよくないそうですが、無理しない程度に、やはり、脈拍も上げる。特に、こういう面で言えば、桑山公園というのは防府市民にとって、非常にいい場所があるなど。もっと、みんな活用したらどうだろうか。

あるいは、天神山公園もそうですよね。白坂のほうまで散策道があって、森林浴をやりながら歩ける。非常に、そういう面で、私は長年都会におった関係で言えば、非常に恵まれているように感じます。

そこで、お聞きします。まず、防府市民は、スポーツに取り組むような、今、公園のウォーキングと申しましたが、具体的なスポーツに取り組む環境が整っていると思われますか。

それから、もう一つ、他の都市には、健幸ポイントを取り入れている自治体が数多くありますが、この件については、どのようにお考えでしょうか。お考えがありましたら、お聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 誰も答えないんで答えますが、全く、私は、自分の健康は自分で守るという主義で、我が身を守ることに懸命な、この20年間でございますので、あんまり、考えたことなかったんですが、言われてみると、答弁でも、ちょっと、私が言葉を差し込んだんですが、「遅まきながら」でございますけども。本市の取り組みは、非常に弱い。善良な市民の善良な御判断に委ねて、そういうようなことを提唱することは口幅つたいと。こういうような感じで、行政は遠慮していたのではないかなと、こんなふうに思います。

それが医療費の高騰につながり、平均寿命はいざ知らず。健康寿命においては70歳あたりから、急激に落ちていく友人、あるいは、周りの人たちを見ることが多いような気がいたしております。私自身の感想としては、非常に弱いと。もっと行政が、そこまで行政が旗を振る必要があるのかどうかは別として、健康寿命増進という政策を掲げる以上は、嫌われるぐらいやっていかなきゃいけないんじゃないのかなとさえ、思っております。

ちなみに、桑山では、朝6時半にはラジオ体操をやっておられる市民の方々があるということも、先般、博多からお見えの方の御礼状のお手紙の中に、そのようなことが書かれておりまして、ああ、うれしいなと、そんなふうに思ったところでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○3番（清水 浩司君） どうもありがとうございます。

先ほど言いましたように、スポーツは、非常に健康寿命を延ばすように思います。自分の体を知るというのも大事なことですけど、それと同時に、もう一つ、スポーツをすると、人にアドバイスもできます。どっか体調が悪い人、あるいは、外科的なことを聞かれたときに、例えば、膝が痛い。それは、ひょっとして、半月板を痛めている可能性があるんじゃないか。膝には靱帯が、前十字靱帯、後ろ十字靱帯、側副靱帯が2本、それから、膝の前に靱帯、5本ありますね。そのような構造等も、私は、全部頭に入っております。

例えば、こんなことがありました。この前、たまたまテレビを見てたら、サンデーモーニングで、前、大沢親分が出た番組に、この前の日曜日に、プロ野球の元某大投手、左投げの大投手が出ておりまして、これだけ言えばおわかりだと思いますが、錦織が筋膜炎で途中棄権した。そのときに、かの大投手は何を言ったかと言いますと、あんなものはマ

ッサージして温めればいいんですよ。これを公共の電波で言う。こういうスポーツの知識はいかかなものかなと。まず、冷やすのが前提だし、安静にするのが前提。

このように、スポーツをすることによって、自分の体を知ると。いろんな効用もあるということを、皆さん、御認識いただけたらと思います。

本日は、市長のほうから前向きな御答弁、大変、ありがとうございました。防府市は、「健幸ポイント」等を検討していただいて、健康な都市になることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、3番、清水議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度のとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 3 時 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年6月24日

防府市議会議長 安 藤 二 郎

防府市議会議員 河 杉 憲 二

防府市議会議員 山 根 祐 二

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 27 年 6 月 24 日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員